音 更 町 ご み 処 理 基 本 計 画

（平成26年度～令和10年度）

中間見直し

令和３年３月

音　更　町

音更町ごみ処理基本計画　目次

第1章 計画策定の趣旨 1
1-1 はじめに 1
1-2 計画の位置づけ 2
1-3 計画策定期間 3
1-4 計画地域 3
1-5 広域処理の経緯と現状 4
第2章 地域の概況 5
2-1 自然環境 5
2-2 社会環境 6
第3章 ごみ処理の現状 12
3-1 ごみ処理の流れ 12
3-2 収集・運搬 14
3-3 ごみ排出実績 17
3-4 中間処理 20
3-5 最終処分 23
3-6 ごみ減量化対策 25
3-7 ごみの不法投棄 28
3-8 ごみ処理システムの評価 29
3-9 ごみ処理における課題整理 35
第4章 ごみ処理における動向 36
4-1 廃棄物・リサイクルに関する法律 36
4-2 国の方針・目標 39
4-3 北海道の方針・目標 42
第5章 ごみ処理の基本方針 43
5-1 ごみ処理の基本方針 43
5-2 数値目標の設定 43
第6章 ごみ排出量の推計 44
6-1 推計の基本方針 44
6-2 ごみ排出量の現状推計 45
6-3 減量・資源化推進後のごみ総排出推計 49
6-4 ごみ処理量の推計 53
第7章 ごみ処理基本計画 56
7-1 ごみの排出抑制・減量化計画 56
7-2 収集運搬計画 59
7-3 中間処理・最終処分計画 61
7-4 その他の計画 64

資料編

ごみ排出量・処理量の推計データ

第1章　計画策定の趣旨

1-1　はじめに

音更町（以下「本町」といいます。）では、平成26年に「音更町ごみ処理基本計画」（以下「現計画」といいます。）を策定し、令和10年度を目標年次とする今後15年間におけるごみ処理の基本方針を定めました。現計画に基づき、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

国は、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用、適正処理を推進することによって、天然資源の消費抑制及び環境負荷低減を目指す循環型社会の構築を目指しています。

平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」の整備・改正を行ってきました。

また、持続可能な開発目標いわゆるSDGsの17の目標のすべては、大なり小なり環境に関連しており、国としてもアジェンダ（課題項目）の実施に向け気候変動、持続可能な消費と生産等の分野などにおいて様々な施策を展開することとしております。

そのような背景のもと、国は平成30年6月に「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環の質にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組を重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「2Rビジネスの促進」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」、「廃棄物エネルギーの徹底活用」、さらに海洋ごみ問題に対応するため「プラスチック資源循環戦略」等の政策を示しています。

さらに、廃棄物処理施設整備においても、東日本大震災や近年の豪雨災害を受け、災害廃棄物対策等の社会問題を踏まえ、「廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進」、「廃棄物バイオマスの利活用」、「地域住民に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」、「災害対策強化」等を推進しています。

北海道は、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、平成22年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和2年3月には、計画に基づく指標の達成状況や社会情勢の変化を踏まえ、「第2次北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この基本計画の廃棄物の処理に関する個別計画として位置づけた基本計画「第5次北海道廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定し、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進することとしています。

このような廃棄物処理に関わる情勢の変化を踏まえ、ごみ処理基本計画（以下「本計画」といいます。）の中間見直しを行います。

今回の見直しは、国や北海道の動向に対応するとともに、上位計画との整合を図り、本町の社会環境変化を踏まえつつ、現在のごみ処理システムの評価と処理の課題を把握し、「循環型社会」の構築に向けた今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするためのものです。

1-2　計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

本計画は、15年の長期的視点に立った本町のごみ処理基本方針を定め、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等に関する基本的事項を定めるものです。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられており、本計画は本町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された音更町総合計画を踏まえて策定します。

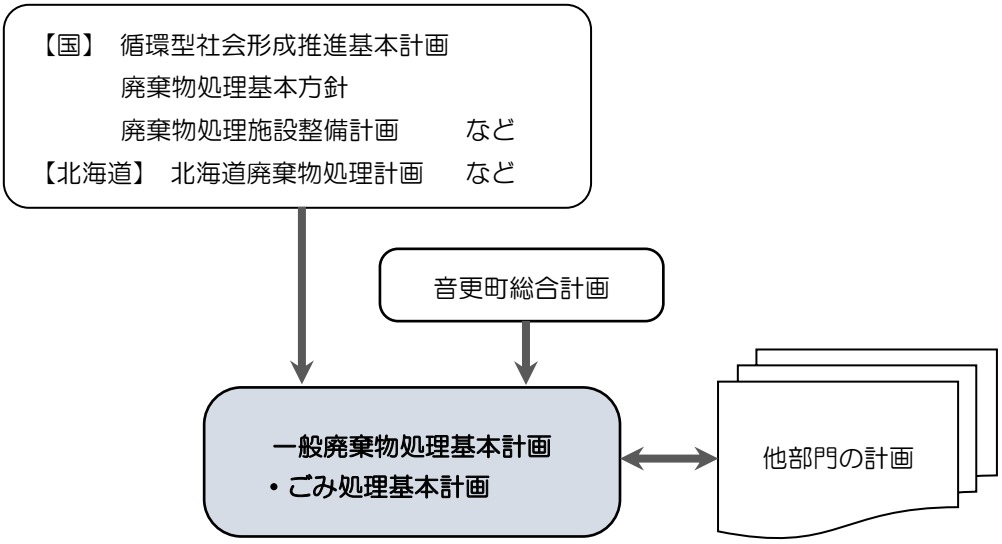

基本方針		ごみ処理の基本方針
目標年次		計画策定時より15年程度
一般廃棄物の排出状況		一般廃棄物の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体		目標年次における一般廃棄物の種類別・処理の区分別に明らかにする
処理計画	ごみ処理基本計画	①排出抑制・再資源化計画 ②収集・運搬計画 ③中間処理計画 ④最終処分計画 ⑤その他

図1-2-1　本計画の位置づけとごみ処理基本計画の内容

1-3　計画策定期間

現計画の計画期間は平成26年度から令和10年度までの15年間としています。

本計画では現計画で設定した計画目標などについての達成度や、各々の取組みの進捗状況を踏まえて中間見直しを行うものであり、計画期間は現計画のとおり令和10年度とします。

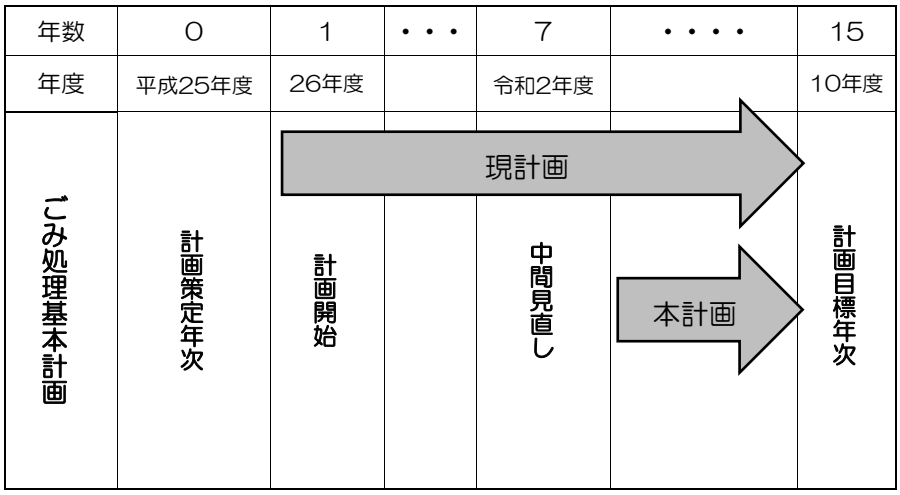

図1-3-1　計画の策定期間

1-4　計画地域

計画地域は、本町全域を対象とします。

1-5　広域処理の経緯と現状

ごみの中間処理及び最終処分は、十勝圏複合事務組合で行っています。

十勝圏複合事務組合は、昭和59年4月に、し尿処理事務、伝染病隔離病舎事務、ごみ処理事務、下水道事務の4つの一部事務組合を統合した、帯広市ほか7町村複合事務組合の設立から始まっており、その後事務事業の統廃合や構成市町村増減の変遷を経て現在に至っています。

令和2年度現在、ごみ処理事務の構成市町村は、帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町の1市10町2村となっており、今後さらなる構成市町村の増加が見込まれております。

中間処理については、平成8年度から供用開始しているくりりんセンターで、可燃ごみの焼却処理と不燃・大型ごみの破砕選別処理を行っています。現在、現施設の老朽化に伴い、令和9年度に新中間処理施設を整備する方向で、検討を進めております。

最終処分については、平成23年度から池田町美加登の一般廃棄物最終処分場で、焼却灰や不燃物を埋立処分しています。

資源ごみについては、平成15年度から供用開始している十勝リサイクルプラザ（株式会社ウィンクリン）に選別・圧縮・梱包・保管等の資源化処理を委託しています。

第2章　地域の概況

2-1　自然環境

1　位置と面積

本町は、北海道の東部、十勝平野のほぼ中央にあり、南は十勝川をへだてて帯広市及び幕別町に、北は士幌町、西は鹿追町、芽室町、東は池田町に接しています。

総面積は、約466㎢となっています。

2　地勢

東部の南北に走る「長流枝内(おさるしない)丘陵」を除いては概ね平坦で、音更川を中央に士幌川、然別川が北から南に貫流し、南端で十勝川と合流しています。

地質もよく、各種農産物の育成に適していて、道内でも屈指の穀倉地帯となっています。

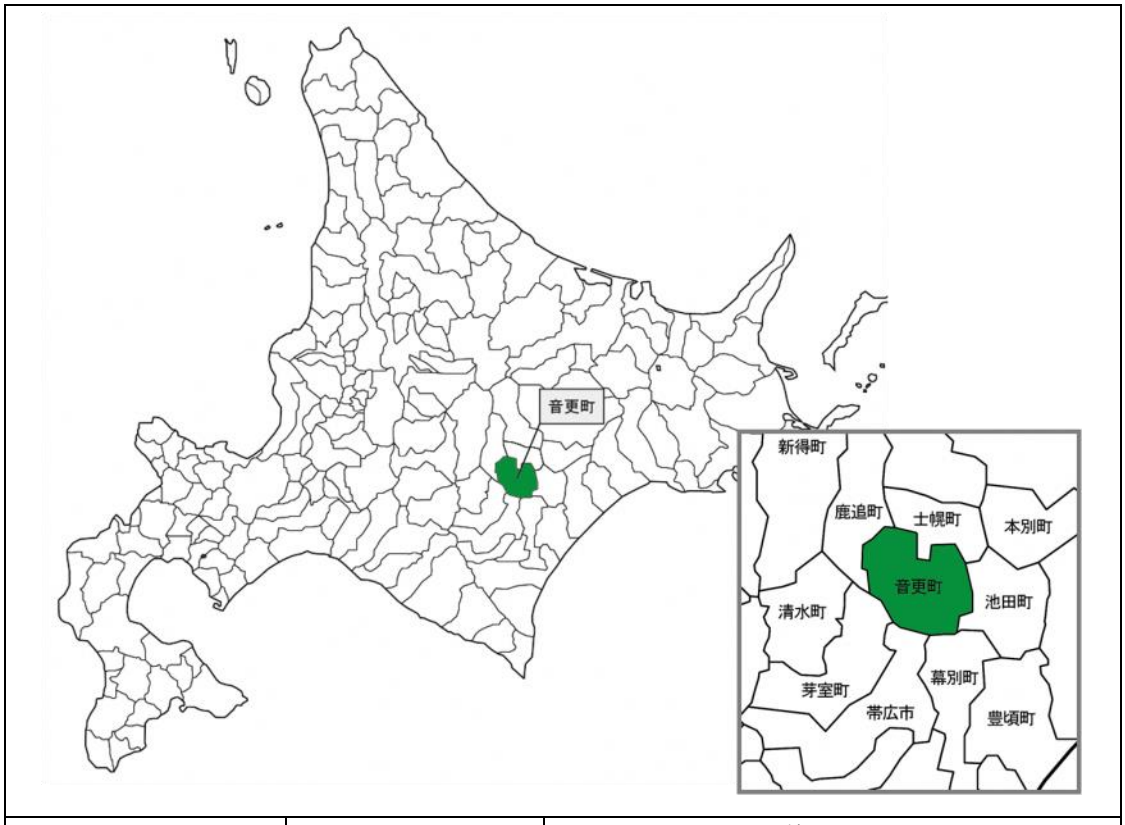

区　　分	行政区域面積	位　　置	
		経　　度	緯　　度
音　　更　　町	466.02 km^2	143°02′～143°22′	42°55′～43°10′

※数値は令和元年度時点

図2-1-1　音更町の位置図

2-2　社会環境

1　人口及び世帯数

平成22年度から令和元年度までの過去10年間の人口及び世帯数を表2-2-1に示します。

人口は平成22年度人口（45,600人）をピークとし、以降減少しています。世帯数は若干の増加を続けており、過去10年間で1,000約世帯増加しています。

1世帯当たり人口は減少を続けており、過去10年間で約0.2人/世帯減少しています。

表2-2-1　音更町の人口・世帯数

年度	人口			世帯数			1世帯あたり人口		
	人	前年度からの増減		世帯	前年度からの増減		人口/世帯	前年度からの増減	
平成22年度	45,600	－	－	19,169	－	－	2.38	－	－
平成23年度	45,564	-36	-0.1%	19,293	124	0.6%	2.36	-0.02	-1.1%
平成24年度	45,466	-98	-0.2%	19,461	168	0.9%	2.34	-0.02	-1.0%
平成25年度	45,408	-58	-0.1%	19,639	178	0.9%	2.31	-0.03	-0.8%
平成26年度	45,378	-30	-0.1%	19,792	153	0.8%	2.29	-0.02	-1.1%
平成27年度	45,211	-167	-0.4%	19,932	140	0.7%	2.27	-0.02	-1.2%
平成28年度	45,136	-75	-0.2%	20,150	218	1.1%	2.24	-0.03	-1.0%
平成29年度	44,855	-281	-0.6%	20,234	84	0.4%	2.22	-0.02	-1.2%
平成30年度	44,379	-476	-1.1%	20,256	22	0.1%	2.19	-0.02	-1.2%
令和元年度	44,136	-243	-0.5%	20,418	162	0.8%	2.16	-0.03	-1.3%

※住民基本台帳年度末数値

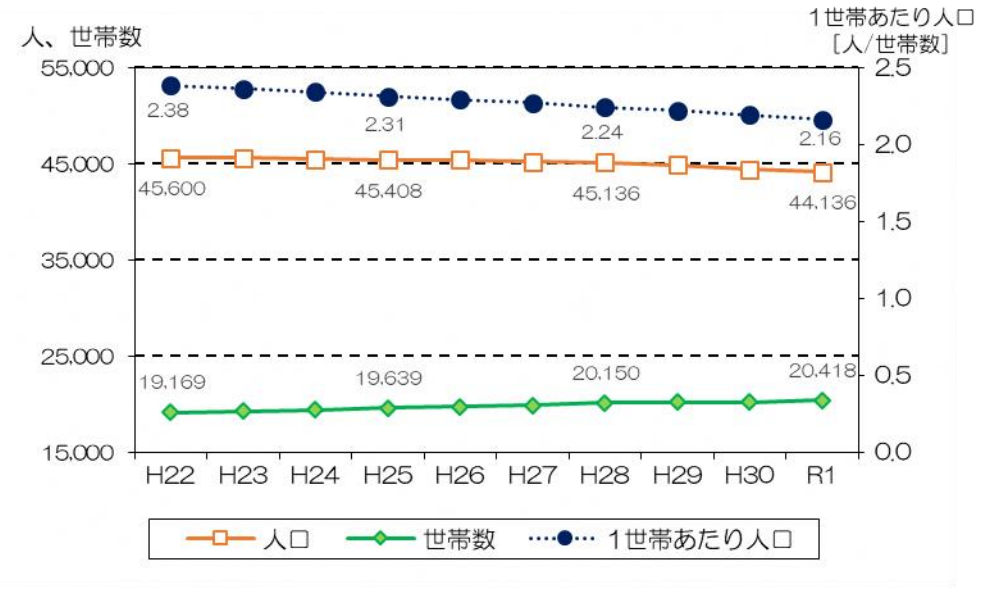

※住民基本台帳より

図2-2-1　過去10年間の人口及び世帯数の推移

次に、平成27年の年齢区分別人口の内訳を表2-2-2に示します。階級別でみると、40～44歳代が最も多く、次に65～69歳代が多い状況です。

また、平成12年～平成27年の国勢調査による3区分別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）の割合を図2-2-2に示します。少子高齢化等の影響により、この間で年少人口が1.4%減少、生産年齢人口が7.1%減少、老年人口が8.4%増加しています。

表2-2-2　音更町の年齢階級別人口

（単位：人）

年齢	人数	年齢	人数
0～4歳	1,846	55～59歳	2,692
5～9歳	2,290	60～64歳	3,071
10～14歳	2,509	65～69歳	3,318
15～19歳	2,130	70～74歳	2,594
20～24歳	1,579	75～79歳	2,237
25～29歳	1,846	80～84歳	1,825
30～34歳	2,356	85～89歳	1,125
35～39歳	3,036	90～94歳	579
40～44歳	3,548	95～99歳	166
45～49歳	3,026	100歳以上	22
50～54歳	2,968	年齢不詳	44
		計	44,807

※平成27年国勢調査より

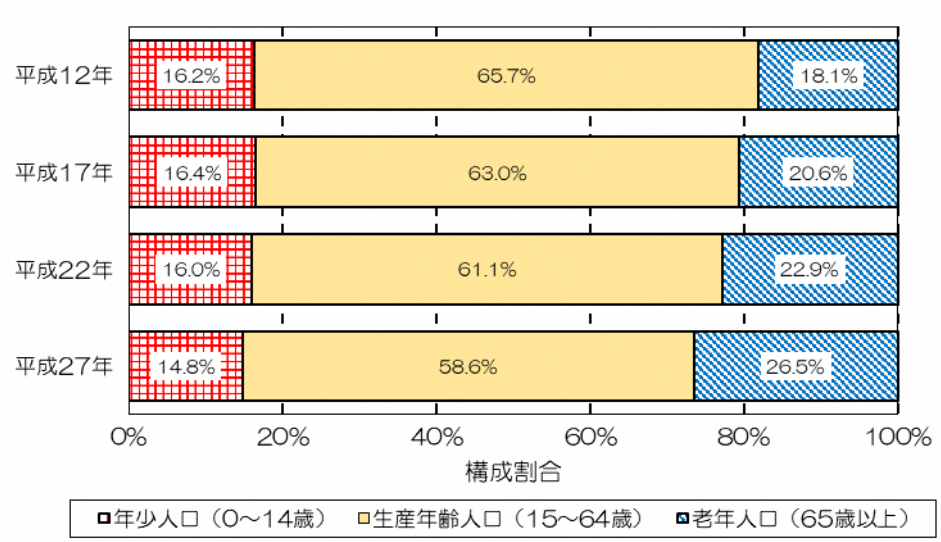

※平成12年、17年、22年、27年国勢調査より

図2-2-2　3区分別人口割合の推移

２　産業

（１）産業別就業者人口構成

平成27年度の産業別就業者人口を表2-2-3に示します。卸売・小売業が最も多く、全体の約16%となっています。次いで医療・福祉、農業の順となっています。また、道内主要都市の人口比率と比べると、農業の比率が高くなっています。

表2-2-3　産業別就業者人口

区分	音更町		（参考）北海道・道内主要都市の人口比率		
	人口	比率	北海道	札幌市	帯広市
農　業	2,612	12.2%	5.4%	0.4%	4.7%
林　業	82	0.4%	0.3%	0.0%	0.2%
漁　業	4	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%
第1次産業計	2,698	12.6%	7.0%	0.5%	4.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	9	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
建設業	1,887	8.8%	8.4%	7.8%	9.1%
製造業	1,868	8.7%	8.4%	6.3%	8.7%
第2次産業計	3,764	17.6%	16.9%	14.0%	17.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	113	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%
情報通信業	135	0.6%	1.7%	3.7%	0.8%
運輸業、郵便業	1,087	5.1%	5.4%	5.4%	5.4%
卸売業、小売業	3,486	16.3%	15.5%	17.2%	17.3%
金融業、保険業	399	1.9%	2.0%	3.0%	2.2%
不動産業、物品賃貸業	262	1.2%	1.9%	3.0%	1.7%
学術研究、専門・技術サービス業	596	2.8%	2.6%	3.8%	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	1,200	5.6%	6.0%	6.1%	6.1%
生活関連サービス業、娯楽業	693	3.2%	3.6%	3.7%	3.8%
教育、学習支援業	963	4.5%	4.3%	4.6%	4.1%
医療、福祉	2,952	13.8%	13.4%	13.4%	13.3%
複合サービス事業	384	1.8%	1.3%	0.7%	1.0%
サービス業(他に分類されないもの)	1,203	5.6%	7.0%	8.3%	6.0%
公務(他に分類されるものを除く)	850	4.0%	5.2%	3.7%	5.7%
第3次産業計	14,323	66.8%	70.4%	76.5%	70.3%
分類不能	647	3.0%	5.5%	9.0%	6.9%
総数	21,432	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※平成27年国勢調査より

また、平成12年～平成27年の国勢調査による産業別構成比の推移を整理した結果を図2-2-3に示します。

農業を主とした第1次産業と製造業等を含む第2次産業の割合が減る一方、商業・観光・サービス業などの第3次産業の割合が増えています。

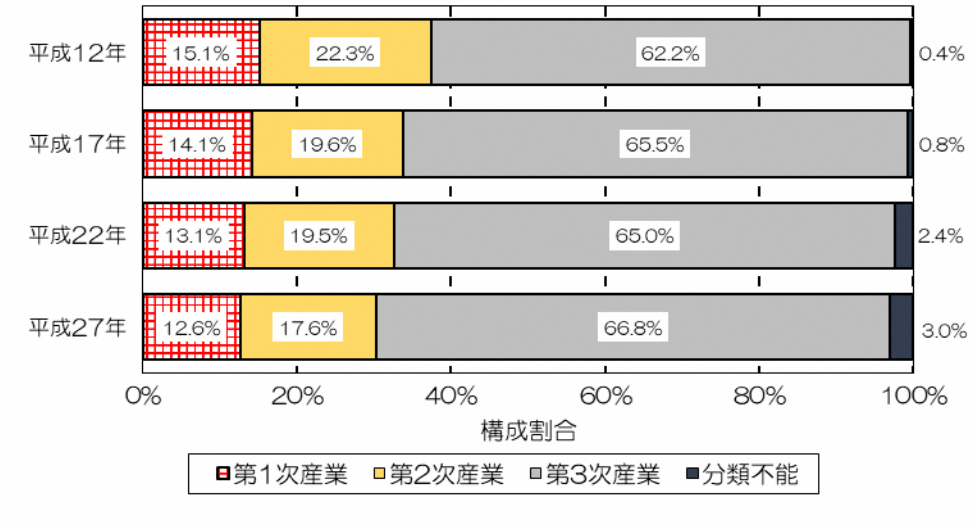

※平成12年、17年、22年、27年国勢調査より

図2-2-3　産業別構成比の推移

（2）農業

基幹産業である農業では、国内有数の生産高を誇る小麦、大豆、小豆、てん菜、馬鈴しょなどの畑作が大規模に営まれているほか、酪農や畜産、野菜や稲作を中心に、大型農業機械による大規模土地利用型農業を展開しています。

小麦や大豆など各作物で全国的に大きな生産シェアを占め、日本国内の主要な食糧供給基地として重要な役割を果たしています。

表2-2-4　農業経営耕地面積

（単位：ha）

田	畑	牧草	総面積
488	18,264	1,690	20,442

※平成27年　農林業センサスより　（経営耕地面積であり、地目別土地面積とは数値が異なる）

表2-2-5　主要農作物作付面積（令和元年度）

主要作物	水稲	小麦	馬鈴しょ	大豆	小豆	菜豆
作付面積(ha)	6	6,634	2,100	2,336	2,252	405
主要作物	とうもろこし	その他雑穀	てん菜	野菜	デントコーン	牧草
作付面積(ha)	461	67	2,884	1,105	1,148	1,546

※音更町農業概要より

表2-2-6　家畜飼養状況（令和元年度）

区分	乳牛	肉牛	馬	豚	にわとり	めん羊
戸数	66	42	15	1	7	1
頭数（にわとりは羽数）	9,946	7,237	90	3,257	283,479	400

※音更町農業概要より

（３）製造業

乳製品や農産物加工など主として地域資源を活用した企業が立地しています。本町では、音更帯広インターチェンジの周辺に工業団地を造成し、企業誘致を進めています。

平成30年の製造業の事業所数、従業者数、出荷額等を表2-2-7に示します。従業者数では、食料品製造業が全体の約8割を占めています。

表2-2-7　製造業の事業所、従業者数、出荷額の内訳（平成３０年度）

区分		事業所数	従業者数（人）	出荷額等（万円）
総数		28	1,235	7,195,397
	食料品製造業	12	935	6,600,029
	飲料・たばこ・飼料製造業	2	44	－
	木材・木製品製造業	2	76	－
	家具・装備品製造業	－	－	－
	印刷・同関連業	2	34	－
	化学工業	－	－	－
	窯業・土石製品製造業	－	－	－
	金属製品製造業	4	65	84,142
	生産用機械器具製造業	3	41	85,882
	その他の製造業	1	4	－

※平成30年工業統計調査より

（４）観光

十勝川のほとりには「十勝川温泉」があります。北海道遺産にも選定された世界でも珍しい「モール（植物性）温泉」で、四季を通して観光客が訪れています。

過去10年間における年間観光客数（入込総数）及び宿泊客延数の推移を図2-2-4に示します。観光客入込総数は増加傾向にありますが、宿泊客延数は40万人程度で推移しています。近年では、宿泊客延数のうち、外国人宿泊客が増加しています。

令和元年度は新型コロナウィルス感染症の影響もあり、観光客入込総数・宿泊客数ともに減少しています。

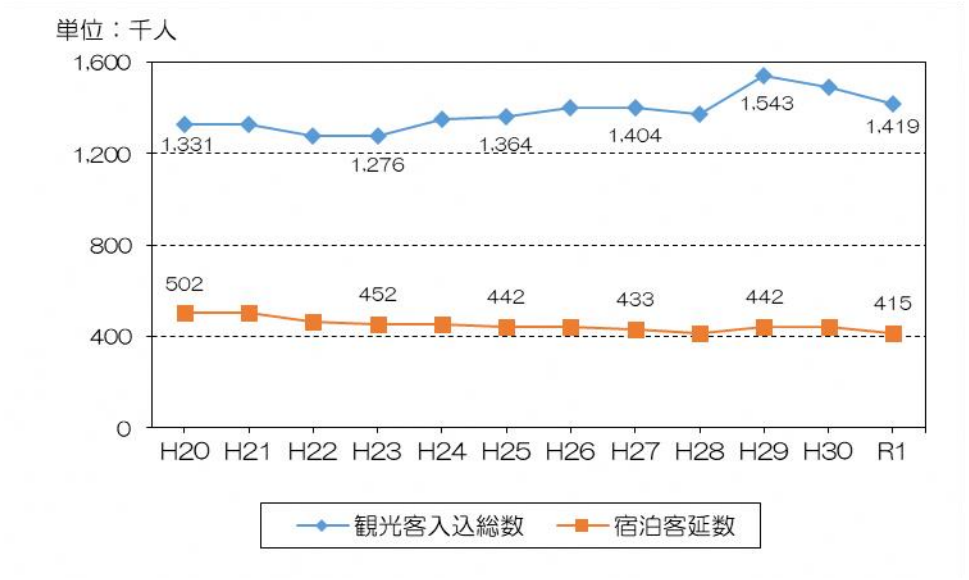

※商工観光課資料より

図2-2-4　年間観光客入込総数・宿泊客延数の推移

４　土地利用

地目別土地利用状況を図2-2-5に示します。

面積をみると、畑が約22,793haと、全体面積の約49％と最も大きく、次いで山林が約24%、牧場が12%の順になっています。

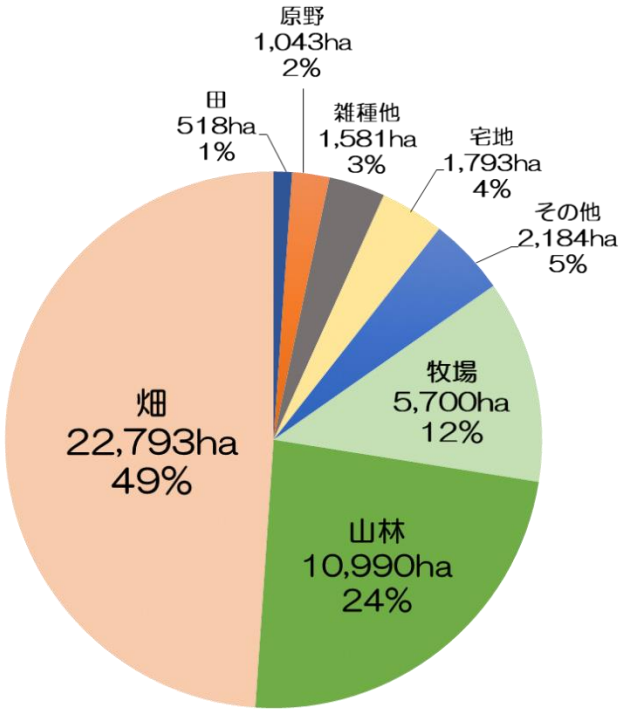

※固定資産の概要調書より

図2-2-5　地目別土地利用状況（平成31年１月）

第3章　ごみ処理の現状

3-1　ごみ処理の流れ

本町が処理対象とするごみは、廃棄物処理法に基づき、各家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみ(事業系一般廃棄物)です。

家庭系ごみについては、本町が収集ごみとして収集運搬するか、排出者が「くりりんセンター」へ自己搬入します。

事業系ごみについては、事業者が許可業者に収集を委託、又は「くりりんセンター」へ自己搬入します。

図3-1-1に現在のごみ処理のフローを示します。本町が家庭系ごみの収集・運搬を行い、十勝圏複合事務組合が中間処理及び最終処分の広域処理を行っています。

ごみ処理区分を大きく分類すると、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」です。この他に、町内会や子ども会などの地域住民団体が家庭から出る新聞紙やダンボール、缶、布類等の資源物を集めて資源回収業者に引き渡す「資源集団回収」があります。

（1）燃やすごみ

くりりんセンターの焼却施設へ搬入し、全量焼却処理します。焼却残さは、一般廃棄物最終処分場（うめ～るセンター美加登）で埋立処分します。

（2）燃やさないごみ、大型ごみ

くりりんセンターの大型・不燃ごみ処理施設へ搬入し、破砕処理後に機械選別によって鉄、アルミ、不燃物、可燃物、プラスチックに分類します。不燃物や破砕不適物等は一般廃棄物最終処分場（うめ～るセンター美加登）で埋立処分します。

また、燃やさないごみの中に含まれている有害・危険ごみのうち、乾電池・蛍光管は搬入時に搬入者自ら選別し、別途保管し、再資源化業者に引き渡します。

（3）資源ごみ

十勝圏複合事務組合が処理を委託している十勝リサイクルプラザへ搬入します。缶類、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は選別・圧縮等の資源化処理を行っています。

有価物（アルミ缶、スチール缶、リターナブルびん、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック類）は資源回収業者に売却します。容器包装リサイクル法対象資源物（ガラスびん、ペットボトルの一部、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）は、容器包装リサイクル協会へ引き渡します。

また、ペットボトルの7～8割は、独自ルートとして十勝リサイクルプラザの運営会社に引き渡し、フレーク化して再商品化しています。

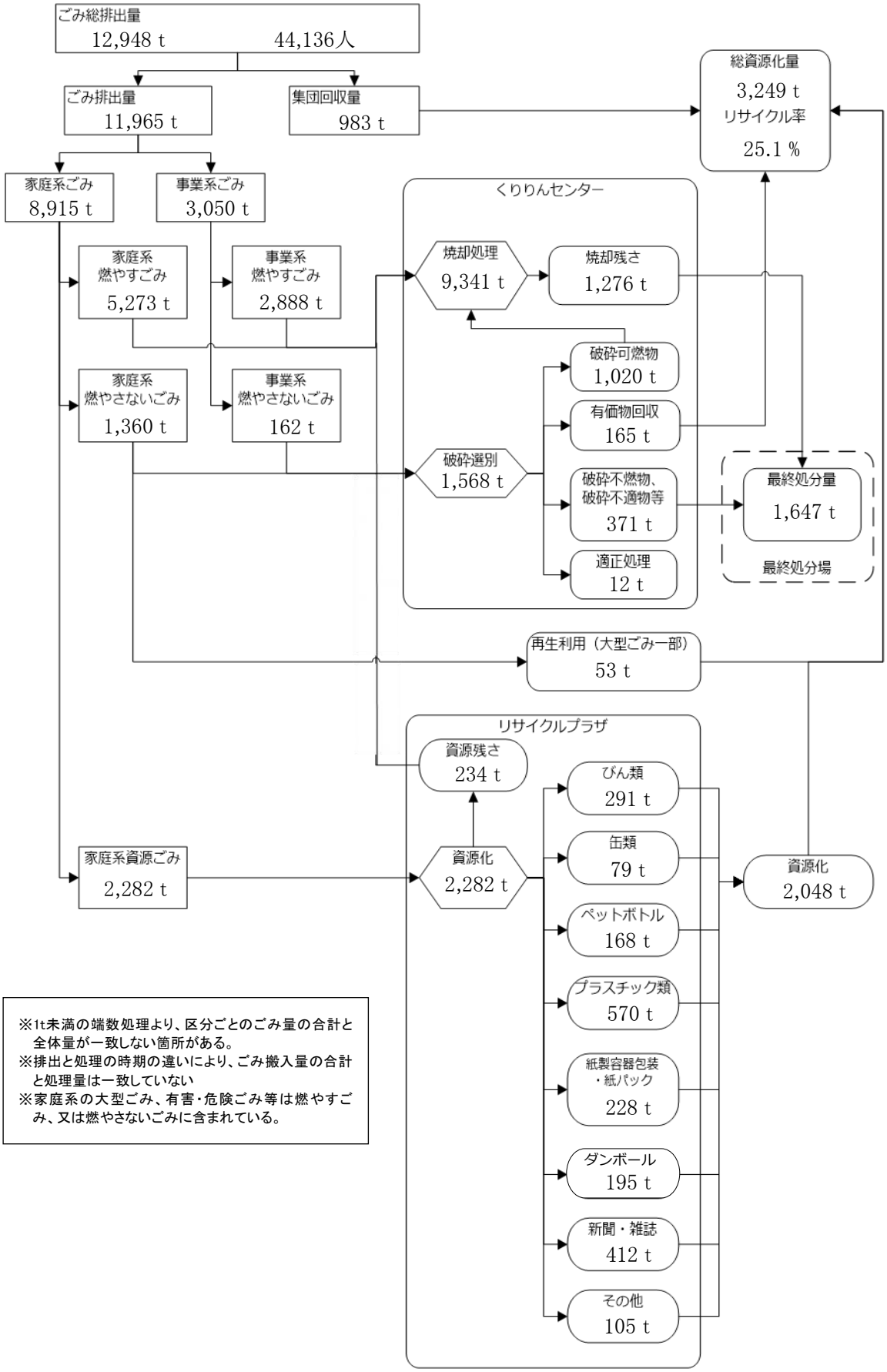

図3-1-1　現在のごみ処理のフロー（令和元年度）

3-2　収集・運搬

1　ごみ区分と排出方法

ごみ区分と排出方法を表3-2-1に示します。

表3-2-1　ごみの区分と排出方法

収集区分		代表品目	排出方法
燃やすごみ		木・草類（太さが5cm以下）、生ごみ、紙類（ちり紙、ハガキ、封筒など）、たばこの吸いがら、布類、食用油など	町の指定袋に入れて排出 ※ボランティア清掃ごみは透明・半透明の袋で排出
	おむつ類	紙・布おむつ、尿とりパッド、お尻拭き	汚物を取り除いてから透明・半透明袋に排出
燃やさないごみ		小型電化製品、金属類（なべ、やかん、フライパンなど）、皮革、ゴム製品、プラスチック製品、金属キャップ、アルミ類など	町の指定袋に入れて排出 ※ボランティア清掃ごみは透明・半透明の袋で排出
	有害ごみ	乾電池（充電電池・ボタン電池を除く）、水銀体温計、蛍光管	それぞれ別々に透明・半透明の袋に「有害ごみ」と表示して排出
	危険ごみ	刃物・針、ガラス・陶器・鏡、ライター（使いきったもの）など	紙などに包んでから、透明・半透明の袋に「危険ごみ」と表示して排出
資源ごみ	缶類	ジュース、ビール、缶詰　など ※スプレー缶・カセットボンベは使い切り、穴を開けずに排出	種類別に、透明・半透明の袋に入れて排出
	びん類	ジュース、ドリンク剤、洋酒、ジャムなど ※化粧品のびんは燃やさないごみへ	
	ペットボトル	ジュース、焼酎、醤油など ※キャップ・ラベルはプラ容器包装へ	
	紙製容器包装	原則、紙マークが表示されたもの パック類（内側が銀色のもの）、包装紙類、紙缶・カップ缶、台紙類、ふた類、紙袋類、紙箱類	
	プラスチック製容器包装	原則、プラマークが表示されたもの ボトル類、キャップ類、包装用フィルム類、レジ袋・ポリ袋、チューブ類、プラスチック容器・カップ容器、白色・色付きトレイ、発泡スチロール・保護材、ネット類	
	ダンボール	ダンボール（解体したもの）	ひもで縛って排出
	新聞紙	新聞紙	
	雑誌・チラシ類	ノート、チラシ、コピー用紙、トイレットペーパーの芯、ラップの芯も対象	
	紙パック	内側が白いもの	
大型ごみ		・指定袋に入らないもの、重さが10kg以上あるもの （家具、ふとん、カーペット、自転車など） ・レンガやブロック、コンクリート片など（割れたものを含む）は処理困難物として10kg未満でも対象 ※以下のものは収集対象外 ・最大の辺又は径が2mを超えるもの ・体積が2m³を超えるもの ・重さが100kgを超えるもの ・太さが20cmを超える樹木や材木	・事前申し込みによる戸別収集 ・ごみ重量に応じたごみ処理券を購入して、大型ごみに貼り付けて排出
在宅医療ごみ		注射針、薬剤等が入っていた容器など ※かかりつけの病院で在宅医療ごみを処理していない場合に収集可能	・注射針、資源ごみ以外を透明・半透明袋に「医」と表示して排出 ・注射針は、袋に入れる前に、ペットボトル等の貫通しない容器に入れておく。

２　ごみ収集体系

本町のごみ収集は戸別収集とステーション収集を併用しています。

分別区分ごとの収集頻度及び収集料金を表3-2-2に示します。収集範囲を14地区に分けて、週6日（月～土）で収集しており、収集地区ごとに決められた曜日に排出します。

表3-2-2　収集頻度及び収集料金

ごみ区分	収集頻度	料金
燃やすごみ	週2回	5ℓ×10枚　150円（税込）→3円/ℓ 10ℓ× 5枚　150円（税込）→3円/ℓ 15ℓ× 5枚　225円（税込）→3円/ℓ 30ℓ× 5枚　450円（税込）→3円/ℓ 45ℓ× 5枚　600円（税込）→約2.7円/ℓ ※ボランティア清掃ごみは無料
うち、紙・布オムツ	週2回 燃やすごみと同じ曜日に収集	無料
燃やさないごみ	隔週1回又は週1回	5ℓ×10枚　150円（税込）→3円/ℓ 15ℓ× 5枚　225円（税込）→3円/ℓ 30ℓ× 5枚　450円（税込）→3円/ℓ 45ℓ× 5枚　600円（税込）→約2.7円/ℓ ※ボランティア清掃ごみは無料
有害ごみ・危険ごみ	隔週1回又は週1回 燃やさないごみと同じ曜日に収集	無料
資源ごみ（プラ容器以外）	週1回	無料
プラ容器包装	週1回	無料
大型ごみ（事前申し込み）	町が収集日を指定	ごみ処理券（1枚100円） 10kg未満　100円（税込） 10kg以上30kg未満　200円（税込） 30kg以上50kg未満　400円（税込） 50kg以上100kg以下　600円（税込）
在宅医療ごみ	週2回 燃やすごみと同じ曜日に収集	無料

収集運搬作業は、町直営と委託業者7社で行っています。収集するごみ区分、収集車両台数、作業人数等の体制を表3-2-3に示します。

表3-2-3　収集運搬作業体制

作業形態	収集するごみ区分	収集地区	業者数（社）	車両形式	車両台数（台）	作業人数（人）
直営	燃やすごみ 燃やさないごみ 資源ごみ プラ容器包装	全地区	－	軽トラック	1	2
委託	燃やすごみ 燃やさないごみ プラ容器包装	全地区	2	パッカー車	5	27
	燃やすごみ プラ容器包装	全地区	4	パッカー車	7	21
	資源ごみ(プラ容器包装以外) ※一部プラ容器包装も回収	全地区	1	4tトラック	5	31
合計			7	－	18	81

※直営はごみサポート収集事業

３　町で収集しないごみ

本町が収集しないごみを表3-2-4に示します。なお、産業廃棄物は収集しません。

表3-2-4　本町で収集しないごみ

品目	処理方法
・最大の辺か径が2mを超えるもの ・体積が2m^{3}を超えるもの ・重さが100kgを超えるもの ・太さが20cmを超える樹木や材木	処理業者へ委託
タイヤ	販売店、ガソリンスタンド
バッテリー	販売店、ガソリンスタンド
廃油類（オイル・食用油）	販売店、処理業者へ委託 ※少量であれば、布や紙にしみこませて燃やすごみとして排出可能
オートバイ、スクーター	販売店、指定取引窓口
ピアノ	販売店
消火器	販売店
ガスボンベ	販売店、北海道LPガス保安協会
農薬	販売店、廃棄物処理業者
危険物（揮発油、火薬等）	廃棄物処理業者
ボタン電池、充電式電池	販売店
家電リサイクル対象の家電製品 （テレビ、冷蔵庫･冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）	販売店、指定取引窓口
携帯電話	販売店
パソコン （デスクトップ（本体）、ノートパソコン、CRT、液晶ディスプレイ）	製造メーカー、一般社団法人パソコン3R推進協会 ※一部、小型家電リサイクルとして町役場で回収可能
事業系ごみ	自ら処理、許可業者に収集依頼

４　ごみサポート収集

平成26年度から、家庭ごみの排出が困難な高齢者や障がい者のごみ出し負担を軽減するため、職員が直接自宅訪問しごみを収集する「ごみサポート収集事業」を開始しています。

令和元年度で107世帯がこの事業を利用しています。

５　ごみの自己搬入

家庭又は事業所が自ら処理施設（くりりんセンター）に持ち込む場合、搬入量10kg当たり170円の処理手数料を支払って排出します。指定袋に入れて排出する必要はありません。

なお、産業廃棄物（併せ産廃を除く）は受け付けていません。

※併せ産廃：一般廃棄物を処理する市町村等が特に必要と認めた場合、一般廃棄物とあわせて処理することが認められた産業廃棄物

3-3　ごみ排出実績

1　ごみ排出量

（1）過去6年間の年間排出量の推移

現計画策定後の平成26年度から令和元年度までの過去6年間におけるごみの年間排出量の推移を図3-3-1に示します。

家庭系ごみの排出量は、平成29年度から微増していますが、6年間の排出量はほぼ横ばいで推移しています。事業系ごみについても、排出量はほぼ横ばいで推移しています。令和元年度における家庭系ごみの排出量は、平成26年度に対して0.2%減の8,915t/年、事業系ごみの排出量は0.4%増の3,050t/年となっています。令和元年度におけるごみ排出量は、平成26年度とほぼ変わらず11,965t/年となっています。

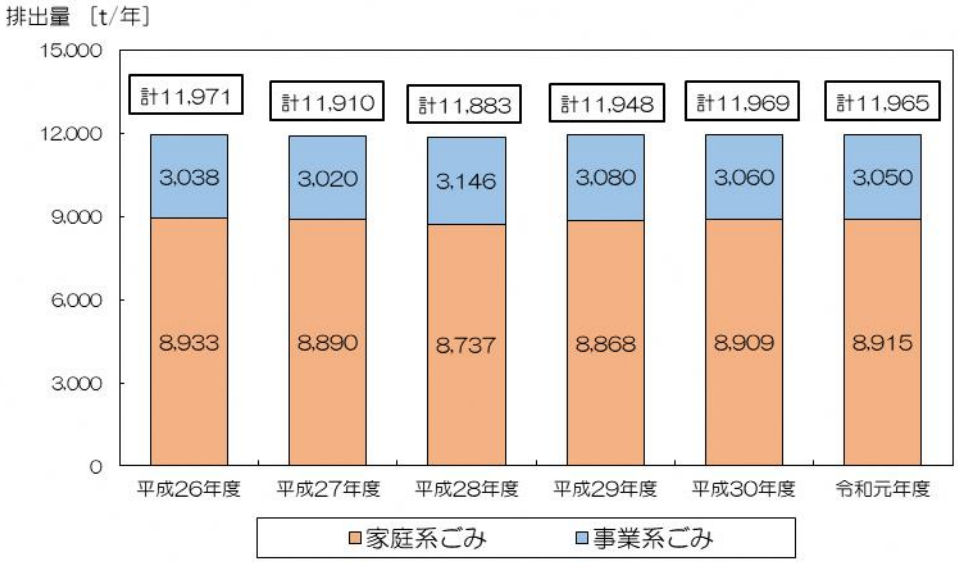

図3-3-1　過去6年間の年間排出量の推移

（2）ごみ排出量の内訳

過去6年間のごみ区分別の排出量内訳を表3-3-1に示します。家庭系ごみでは、ごみ区分の排出比率は概ね一定に推移しており、燃やすごみが約60%、燃やさないごみが約15%、資源ごみが約25%となっています。事業系ごみでは、ごみ区分の排出比率は概ね一定に推移しており、燃やすごみが約95%、燃やさないごみが約5%となっています。

表3-3-1　ごみ区分別の排出量内訳

（単位：ｔ/年）

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家庭系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,401	5,317	5,416	5,299	5,273
	燃やさないごみ	1,223	1,264	1,234	1,206	1,330	1,360
	資源ごみ	2.202	2,225	2,186	2,246	2,280	2,282
	合計	8,933	8,890	8,737	8,868	8,909	8,915
事業系ごみ	燃やすごみ	2,850	2,848	2,964	2,899	2,904	2,888
	燃やさないごみ	188	172	182	181	156	162
	合計	3,038	3,020	3,146	3,080	3,060	3,050
ごみ排出量全体	燃やすごみ	8,358	8,249	8,281	8,315	8,203	8,161
	燃やさないごみ	1,411	1,436	1,416	1,387	1,486	1,522
	資源ごみ	2,202	2,225	2,186	2,246	2,280	2,282
	合計	11,971	11,910	11,883	11,948	11,969	11,965

※家庭系の大型ごみ、有害・危険ごみ等は燃やすごみ、又は燃やさないごみに含まれています。

（３）住民一人一日当たり家庭系ごみの推移

住民一人一日当たり家庭系ごみ（以下「家庭系原単位」といいます。）の過去6年間の推移を図3-3-2に示します。家庭系原単位は平成28年度まで減少していましたが、以降ほぼ一定に推移しており、平成26年度に対して令和元年度は12g増の551g/人・日となっています。

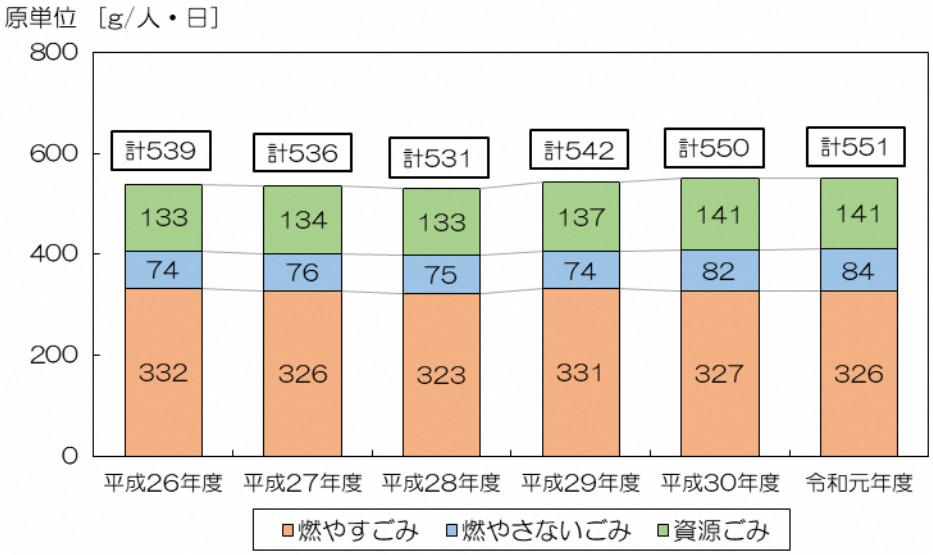

※原単位(g/人・日)＝排出量（t/年）÷人口（人）÷　(365日又は366日）×10^6

図3-3-2　家庭系原単位の推移

（4）住民一人一日当たり事業系ごみの推移

住民一人一日当たり事業系ごみ（以下「事業系原単位」といいます。）の過去6年間の推移を図3-3-3に示します。事業系原単位は燃やすごみ、燃やさないごみともに概ね一定に推移しており、令和元年度は平成26年度より6g増の189g/人・日となっています。

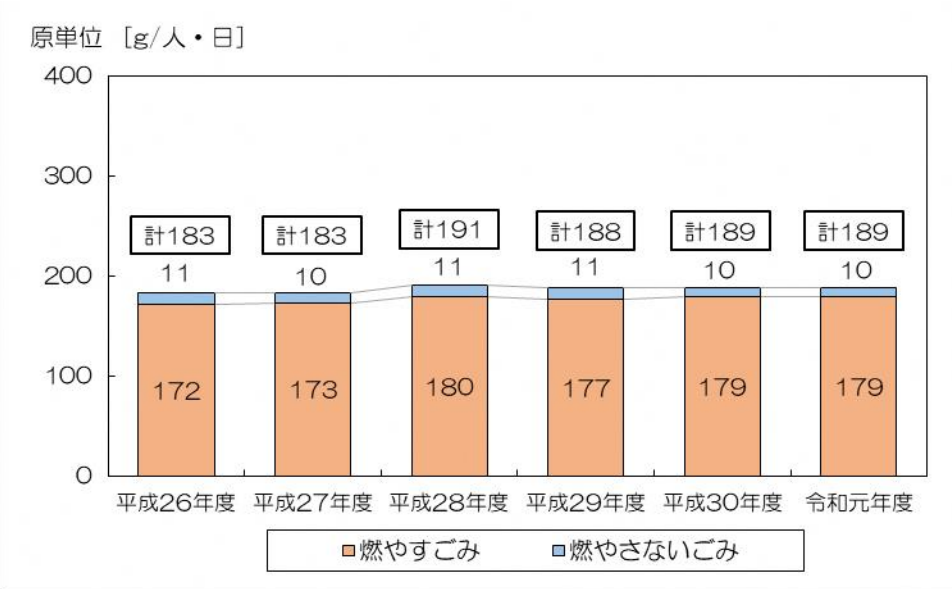

※原単位(g/人・日)＝排出量（t/年）÷人口（人）÷（365日又は366日）×10^6

図3-3-3　事業系原単位の推移

（5）住民一人一日当たりごみ排出量の推移

住民一人一日当たりごみ排出量（以下「ごみ排出量原単位」といいます。）の過去6年間の推移を図3-3-4に示します。令和元年度のごみ排出量原単位は、平成26年度から19g増加し、740g/人・日となっています。

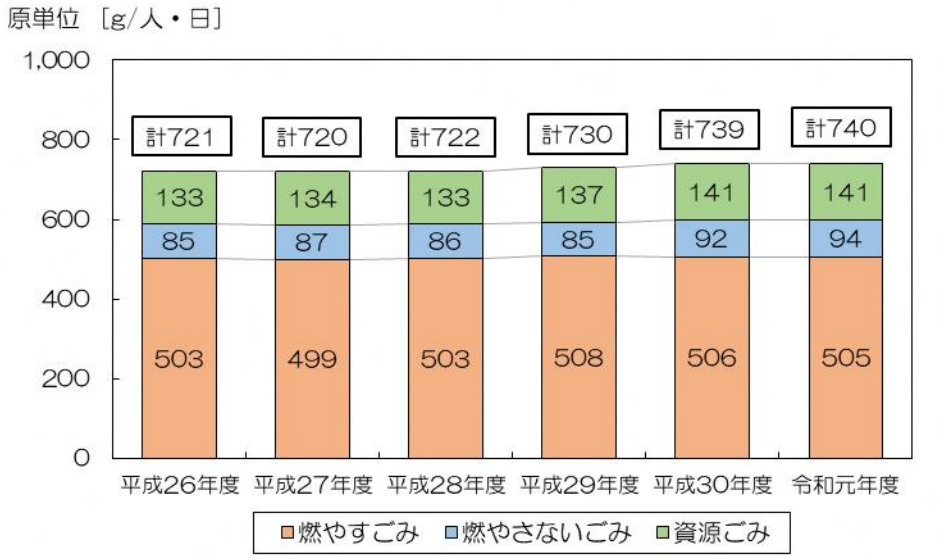

図3-3-4　ごみ排出量原単位の推移

3-4　中間処理

1　資源化処理

十勝圏複合事務組合が処理を委託している十勝リサイクルプラザで、資源ごみの中間処理を行っています。施設概要を表3-4-1に、本町搬入分の過去6年間の資源化実績を表3-4-2に示します。排出された資源ごみの約9割が資源化されています。

表3-4-1　十勝リサイクルプラザの概要

受託者	株式会社ウィンクリン（第3セクター）
関係市町村	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町
所在地	帯広市西23条北4丁目
竣工年月	平成15年3月（供用開始：平成15年4月1日）
建物面積	管理棟755m²(鉄骨造3階建)、第1工場5,201m²(鉄骨造一部2階建) 第2工場8,504m²(鉄骨造一部3階建)、計量棟350m²、ストックヤード1,212m²(鉄骨造1階建)
分別基準適合物	びん（無色・茶色・その他)、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、ペットボトル
有価物（売却）	リターナブルびん、スチール缶、アルミ缶、ダンボール、紙パック、新聞、雑誌、鉄類、ペットフレーク（ペットボトル）
委託処理関連設備	・缶処理ライン(第1工場)：手選別、磁力選別、アルミ選別、プレス圧縮装置（1t/h) ・ペットボトル処理ライン(第1工場)：手選別、圧縮減容機（500kg/h×2) ・ガラスびん処理ライン(第1工場)：手選別 ・容器包装紙処理ライン(第1工場)：手選別、圧縮減容機（2t/h) ・容器包装プラスチック処理ライン(第1工場)：手選別、圧縮減容機(2t/h) ・ペットフレーク製造ライン(第2工場)：手選別、洗浄粉砕、比重選別、脱水・乾燥 ・RPF製造ライン(第2工場)：破砕機、混合機、成形機

表3-4-2　リサイクルプラザでの資源化実績（本町処理相当分）

（単位：ｔ/年）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
無色ガラス	90	88	89	89	88	94
茶色ガラス	141	141	132	134	129	132
その他ガラス	68	74	65	63	59	65
アルミ缶	28	38	38	40	48	46
スチール缶	41	32	32	34	34	33
ペットボトル	145	145	146	154	159	168
プラスチック製容器包装	600	618	617	589	550	570
紙製容器包装	234	247	233	232	224	218
ダンボール	165	167	169	179	189	195
紙パック	12	11	11	10	11	10
新聞	156	151	161	171	167	171
雑誌	194	195	199	214	234	241
鉄類	1	2	2	1	1	2
RPF原料	105	107	106	114	106	103
資源化量	1,980	2,016	2,000	2,024	1,999	2,048
資源残さ量	223	209	187	222	280	234
合計	2,203	2,225	2,187	2,246	2,279	2,282

２　大型ごみの一部再生利用

大型ごみのうち、自転車やスチール棚等の一部を再生業者に引き渡しています。再生業者は鉄類等を回収し、鉄類については製鋼メーカーに販売しています。

表3-4-3　大型ごみの一部再生利用

（単位：ｔ/年）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大型ごみ一部再生利用	47	47	45	44	50	53

３　焼却処理・破砕選別処理

十勝圏複合事務組合のくりりんセンターの施設概要を表3-4-4に示します。

表3-4-4　くりりんセンターの概要

関係市町村	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	
所在地	帯広市西24条北4丁目1番地5	
竣工年月	平成8年9月（供用開始：平成8年10月1日）	
敷地面積	73,047㎡（うち、ごみ処理施設用地面積47,012㎡、くりりんパーク26,035㎡）	
建物面積	焼却棟　6,323㎡（鉄筋コンクリート造・鉄骨造） 粗大ごみ棟　4,953㎡（鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造） 管理棟　1,201㎡（鉄筋コンクリート造）	
焼却施設	施設規模	330t/日(110t/24h×3炉)
	受入供給設備	ごみピット　5,500㎥（5日分）
	燃焼設備	・横列隔段往復動式ストーカ ・燃焼温度800～950℃、焼却残渣の熱灼減量5%以下
	燃焼ガス冷却設備	・エコノマイザ付単胴型自然循環ボイラ ・ボイラ出口蒸気温度400℃、ボイラ出口蒸気圧力3.82MPa
	排ガス処理設備	・集塵装置：バグフィルタ ・有害ガス除去装置：反応器＋乾式消石灰噴霧 ・白煙防止装置：蒸気式空気予熱器＋送風機
破砕選別施設	施設規模	・破砕施設　80t/5h ・プラスチック減容圧縮施設　30t/5h
	選別内容	・機械選別　鉄、アルミ、不燃物、可燃物、プラスチック ・搬入者選別　灰・ガラス・コンクリート、破砕不適物、鉄くず、タイヤ、蛍光管、乾電池、ベッドマット、ふとん等
	受入供給設備	・大型・不燃ごみピット他　2,000㎥（3日分） ・ごみクレーン　電動油圧ポリップバケット付天井走行クレーン
	破砕設備	・一次破砕機　低速二軸回転式110kW　1基 ・二次破砕機　竪型高速回転式440kW　1基
	選別設備	・磁選機　ドラム式（電磁永磁併用型）1基 ・風力選別機　強制吸引式 1基 ・プラスチック選別機　強制吸引式 1基 ・回転式粒度選別機　トロンメル式 1基 ・アルミ選別機　永久磁石・回転ドラム式 1基
くりりん発電所	汽力発電所	・蒸気タービン出力　7,000kW、発電機出力　8,235kVA ・タービン形式　抽気復水タービン
	ガスタービン発電所	・ガスタービン出力　1,600kW、発電機出力　2,000kVA ・タービン形式　単純開放サイクル一軸式 ・廃熱ボイラ　自然循環式排ガスボイラ
その他	くりりんパーク	パークゴルフ場、ジョギングコース、樹木園、トイレなど
	くりりんプラザ	見学路、アメニティホール、環境学習室、研究室など

（１）破砕選別実績

燃やさないごみ、大型ごみ（一部回収後）、危険・有害ごみが処理対象です。ダンボール、鉄くず、被覆導線などは有価物として直接回収します。乾電池・蛍光灯等の危険・有害ごみは専門業者に委託処理します。処理量全体の約6割を占める破砕可燃物は焼却施設へ搬出します。破砕選別で回収された鉄・アルミは有価物として売却します。

処理量全体の約2～3割を占める不燃物（破砕不適物、絨毯等の圧縮物など）は、最終処分場へ搬出します。

表3-4-5　破砕選別処理実績（本町処理相当分）

（単位：t/年）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象ごみの処理量合計		1,611	1,624	1,608	1,614	1,628	1,568
選別後	破砕可燃物	955	963	952	980	1,006	1,020
	不燃物	475	479	477	463	450	371
	有価物（直接搬出）	61	62	59	58	60	60
	有価物（破砕後搬出）	102	104	104	96	97	105
	外部委託処理	18	16	16	17	15	12
	合計	1,611	1,624	1,608	1,614	1,628	1,568

※数値は、全体量を構成市町村の処理量等で按分して算出しています。

（２）焼却処理実績

燃やすごみと破砕可燃物、リサイクルプラザの資源残さが処理対象です。焼却残さ量は、処理量の約13～14%で推移しており、これらは最終処分場へ搬出します。焼却排ガス余熱から得た高温高圧蒸気（400℃、3.82MPa）は、くりりん発電所で利用し、発電（所内40%・売電60%）、所内冷暖房、ロードヒーティング等に再利用しています。

表3-4-6　焼却処理実績（本町処理相当分）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却処理量(t/年)		9,316	9,215	9,236	9,301	9,321	9,341
焼却残さ(t/年)	焼却灰	1,114	1,060	1,082	1,078	1,060	1,107
	固化ダスト	171	162	151	163	168	169
	合計	1,285	1,222	1,233	1,241	1,228	1,276
発電電力量(kWh/年)		4,468,061	4,337,744	4,461,837	4,430,426	4,625,527	4,378,007

3-5　最終処分

中間処理後の焼却残さや不燃物は、十勝圏複合事務組合の最終処分場で埋立処分します。

1　最終処分場

うめ～るセンター美加登は平成23年4月に供用開始した被覆型最終処分場です。計画的な散水を行うことで浸出水量を調整するとともに、処理水を散水に再利用することで無放流としています。

表3-5-1　最終処分場の概要

施　設　名	うめ～るセンター美加登
関係市町村	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
所　在　地	池田町字美加登279番10
竣工年月	平成23年3月（供用開始：平成23年4月1日）
埋立方式	被覆型最終処分場、準好気性埋立構造
埋立期間	15年
埋立地面積	27,029m^2
埋立容量	311,200m^3(廃棄物252,000m^3 ・覆土59,200m^3)
埋　立　物	焼却残さ（焼却灰、固化ダスト）、不燃物（破砕不適物、破砕残さ）、プラスチック・圧縮物（固化プラスチック、圧縮物）、沈砂
建　　屋	構造（鉄骨造平屋建て）・屋根（折板）壁（角波鉄板一部プレキャスト板）
散水方式	スプレーガン（固定16基、稼働4基）
遮水方式	・二重遮水シート構造（底面）、壁面は一重 ・遮水工破損検知システム（電気式）
浸出水処理水量	25m^3/日（無放流）
浸出水処理方式	逆浸透膜処理方式

過去6年間の最終処分場における埋立実績及び残余容量を表3-5-2に示します。埋立ごみの内訳をみてみると、固化ダストを含む焼却残さは年々増加傾向にありますが、不燃物量は減少しています。埋立重量は隔年で増減していますが、令和元年度が最も多くなっています。

表3-5-2　最終処分場埋立実績（十勝圏複合事務組合全体量）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
埋立重量(t/年)	焼却灰	7,380	7,700	7,866	7,796	7,752	8,586
	固化ダスト	1,132	1,173	1,100	1,175	1,228	1,314
	不燃物※	3,342	3,425	3,500	3,357	3,346	2,878
	沈砂	43	47	52	38	32	31
		11,897	12,345	12,518	12,366	12,358	12,809
残余容量(m^3)		254,440	245,507	227,697	214,651	202,603	190,919

※うめ～るセンター美加登　維持管理記録より作成
※不燃物は、破砕不燃物、破砕不適物、圧縮物、固化プラスチックの合計

２　本町の埋立実績

過去6年間における本町の埋立実績を表3-5-3に示します。令和元年度において、本町の処分量は組合全体の約13%を占めています。埋立ごみの内訳では、焼却灰の量が最も多く、全体の約7割近くを占めています。

表3-5-3　最終処分場埋立実績（本町処理相当分）

（単位：ｔ/年）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	焼却灰	1,114	1,060	1,082	1,078	1,060	1,107
	固化ダスト	171	162	151	163	168	169
	不燃物※	475	479	477	463	450	371
埋立ごみ合計		1,760	1,701	1,710	1,704	1,678	1,647
沈砂		4	4	5	4	4	4
合計		1,764	1,705	1,715	1,708	1,682	1,651

※数値は、全体量を構成市町村の処理量等で按分して算出しています。

※不燃物は、破砕不燃物、破砕不適物、圧縮物、固化プラスチックの合計

3-6　ごみ減量化対策

本町のごみ減量化対策事業を以下に示します。

1　資源集団回収

町内会・子供会・老人クラブなどの団体が、排出される家庭ごみの中から資源ごみを回収し、回収業者に引き渡します。本町ではこれらの活動を普及するため、登録活動団体に回収量に応じた奨励金を、回収業者には回収量に応じた協力金をそれぞれ支給しています。

資源集団回収の概要を表3-6-1に、過去6年間の回収実績を表3-6-2に示します。

回収を実施する活動団体数は、平成26年度から7団体増え、令和元年度では103団体となっています。年間回収量は減少傾向にありますが、令和元年度では約963tと家庭系資源ごみ量の約4割に相当する量を回収しています。

表3-6-1　資源集団回収の概要

区分	概要
奨励対象	活動方法、担当者、回収業者等を決定し、活動団体として登録した町内会等
回収対象品目	・新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール、紙パック、アルミ・スチール缶、びん類、金属類など ・品目は活動団体による異なる。
奨励金 （令和2年度現在）	・回収量1kg当たり5円 ・年度総重量相当額を年に1回支給
協力金 （令和2年度現在）	・回収量1kg当たり4円、回収1回当たり1,500円 ・年度実績相当額を年に1回支給

表3-6-2　資源集団回収実績（町内会等）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収を実施した活動団体数		96	97	101	103	103	103
回収量 (t/年)	新聞紙	909	844	736	663	579	533
	雑誌	170	156	136	115	100	96
	ダンボール	243	238	226	230	221	209
	紙パック	6	6	6	5	4	4
	鉄類	75	62	61	61	57	55
	アルミ	34	34	30	28	25	24
	銅線	0	0	0	0	0	0
	1.8リットル	4	3	3	3	3	3
	ビール	1	1	1	1	1	1
	清涼飲料	0	0	0	0	1	0
	その他・びん	0	0	0	0	0	0
	カレット	38	40	38	40	41	38
	合計	1,480	1,384	1,237	1,146	1,032	963

また、学校等では牛乳パック回収を実施しています。過去6年間の回収実績を表3-6-3に示します。年間回収量は6～8tとなっています。回収した牛乳パックは資源回収業者を経て、製紙工場でトイレットペーパーにリサイクルされています。

表3-6-3　資源集団回収実績（学校関係）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収した学校等の数（校）	14	14	14	14	14	14
牛乳パック回収量（t/年）	8	8	8	7	6	6

2　布・廃食油リサイクル

家庭から排出される布類や廃食油（植物油）を無料で回収し、リサイクルしています。住民自ら、廃食油回収ポスト・布リサイクル回収バックを設置した公共施設へ持ち込み排出します。事業概要を表3-6-4に、回収実績を表3-6-5に示します。

表3-6-4　布・廃食油リサイクルの概要

区分	概要
持ち込み先の公共施設	役場、木野支所、保健センター、総合福祉センター、木野コミセン、共栄コミセン、サンドームおとふけ（総合体育館）、アクリナちゃっぽ（温水プール）
布リサイクル	回収対象：綿50%以上のメリヤス地、メン地、タオル地、ネル地 ・メリヤス地（肌着、シャツ、ズボン下、ベビー服など） ・メン地（シーツ、ふとんカバー、トレーナー、ワイシャツ、パジャマなど） ・タオル地（タオル、バスタオル、タオルケットなど） ・ネル地（ねまき、ネルシャツなど） 回収方法：布リサイクル回収バックに入れる。
廃食油リサイクル	回収対象：菜種油、大豆油、コーン油、ごま油、サンフラワー油、ひまわり油、サラダ油などの植物油 回収方法：廃食油ポストで、容器のまま置くか、ポリタンクに移し替える。

表3-6-5　布・廃食油リサイクル回収実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
布回収量（kg）	5,736	5,805	6,061	6,008	5,265	4,627
廃食用油回収量（ℓ）	5,907	6,108	5,205	5,245	6,013	6,641

３　小型家電リサイクル

平成 25 年 8 月から、家庭から排出される使用済み小型家電製品の無料回収を開始しています。住民自ら、本町役場ロビー又は木野支所ロビーに設置した専用回収ボックスに持ち込み排出します。

回収されたものは、専門業者によって、鉄・アルミ・貴金属・プラスチック・固形燃料等にリサイクルされます。事業概要を表 3-6-6 に示します。

表3-6-6　小型家電リサイクルの概要

区分	概要
持ち込み先	本町役場1階ロビー、木野支所1階ロビーの回収ボックス
回収対象	回収ボックスの投入口（幅42cm、奥行36cm）に入る小型家電製品・電子機器 ・携帯電話・情報端末 ・パソコン本体 ・パソコン周辺機器（プリンタ、スキャナ、PCパーツなど） ・車関連カー用品（カーナビ、ETC、VICS、カーオーディオ） ・カメラ（ビデオカメラ、デジタルカメラ） ・映像機器・音響機器（CD・MDプレイヤー、携帯型ラジオ、携帯型デジタル音楽プレイヤー、ヘッドホン、イヤホン） ・テレビ関連（携帯型テレビ、テレビチューナー、DVDプレーヤー・レコーダー） ・ゲーム機器（ゲーム機、ゲーム機用コントローラー） ・一般家電（電話機、FAX、電子辞書・電子手帳、電卓、トランシーバーなど） ・その他（ケーブル類、ACアダプタ、リモコン、内部基盤、充電器）

表3-6-7に回収実績を示します。専用回収ボックスに持ち込めば無料で回収できることから持込者も増加しており、回収量は年々増加しています。令和元年度においては、平成26年度回収量の2倍近い回収量となっています。

表3-6-7　小型家電回収実績

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)
携帯電話 PHS	122	16	160	18	171	20	169	22	140	25	122	14
ノートパソコン	93	261	92	252	76	220	110	293	103	368	144	385
デスクトップ パソコン	29	194	15	115	13	105	13	157	20	262	43	370
その他 小型家電	－	1,120	－	839	－	995	－	1,329	－	1,480	－	1,846
合計		1,591	－	1,224	－	1,340		1,801	－	2,135	－	2,615

3-7　ごみの不法投棄

１　不法投棄の現状

不法投棄の正確な件数の把握は行っておりませんが、平成26年度から平成30年度までのごみの不法投棄回収件数及び品数を表3-7-1に示します。不法投棄の回収件数は平成26年から29年度にかけては減少したものの、平成30年度には公道での粗大ごみや混合ごみの不法投棄が大量に発生しています。

不法投棄されるごみは、有償での引渡しとなる廃タイヤ・家電リサイクル法対象の廃家電製品が中心ですが、ごみのポイ捨てなども散見されます。

表3-7-1　不法投棄回収件数実績

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回収件数	・民有地　15 件 ・山林　34 件 ・公道　48 件 ・河川用地　2 件 ・ステーション 23 件 ・その他公有地 1 件 合計 123 件	・民有地　4 件 ・山林　6 件 ・公道　53 件 ・河川用地　2 件 ・ステーション 17 件 ・その他公有地　6 件 合計 88 件	・民有地　5 件 ・山林　5 件 ・公道　31 件 ・河川用地　1 件 ・ステーション　3 件 ・その他公有地 13 件 合計 58 件	・民有地　13 件 ・山林　3 件 ・公道　24 件 ・河川用地　0 件 ・ステーション　4 件 ・その他公有地　9 件 合計 53 件	・民有地　3 件 ・山林　5 件 ・公道　157 件 ・河川用地　1 件 ・ステーション　5 件 ・その他公有地 11 件 合計 182 件
主な投棄物	・廃タイヤ 320 本 ・廃家電（家電リサイクル法対象）73 台	・廃タイヤ 198 本 ・廃家電（家電リサイクル法対象）38 台 ・廃小型家電（小型家電リサイクル法対象）3 台 ・廃パソコン　2 台	・廃タイヤ 173 本 ・廃家電（家電リサイクル法対象）23 台	・廃タイヤ 244 本 ・廃家電（家電リサイクル法対象）44 台	・廃タイヤ 224 本 ・廃家電（家電リサイクル法対象）27 台

２　不法投棄対策

現在、監視パトロール、一斉美化活動、普及啓発活動を中心に、不法投棄防止に努めています。

①本町の職員による不法投棄多発箇所へのパトロール
②春と秋のクリーン作戦、町内全域、ごみ拾い
③資源集団回収への助成事業、小型家電リサイクル（拠点回収）
④広報誌による呼びかけ、不法投棄禁止看板の配布
⑤住民・小学生向けのごみ分別教室の実施

3-8　ごみ処理システムの評価

1　ごみの排出状況

本町で処理されるごみに、集団回収などで資源回収されたごみを加えた量をごみ総排出量と定義し、ごみの排出状況を確認します。

表3-8-1　音更町のごみ総排出量

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ごみ排出量（t/年）	家庭系	8,933	8,890	8,737	8,868	8,909	8,915
	事業系	3,038	3,020	3,146	3,080	3,060	3,050
	合計	11,971	11,910	11,883	11,948	11,969	11,965
集団回収量（t/年）		1,501	1,404	1,257	1,166	1,050	983
ごみ総排出量（t/年）		13,472	13,314	13,140	13,114	13,019	12,948
総排出量原単位（g/人・日）		811	805	798	801	804	802

※集団回収量は、町内会等の集団回収、学校での回収、布類・廃食油リサイクル、小型家電回収量の合計とする。

※廃食油の量は、比重0.9と想定し、kℓをt重量に換算した数値とした。

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※ごみ総排出量 ＝ 家庭系ごみ量 ＋ 事業系ごみ量 ＋ 集団回収量

※総排出量原単位（g/人・日） ＝ ごみ総排出量 ÷ 人口（人） ÷ （365日又は366日） ×10^6

ごみ総排出量原単位を、国、北海道と比較した結果を図3-8-1に示します。本町のごみ総排出量原単位は、国・北海道よりも少ないレベルで推移しており、平成30年度において北海道より165g/人・日、全国よりも114g/人・日少ない排出量原単位となっています。

本町のごみ総排出量は平成26年度以降減少傾向にあり、令和元年度では802g/人・日です。

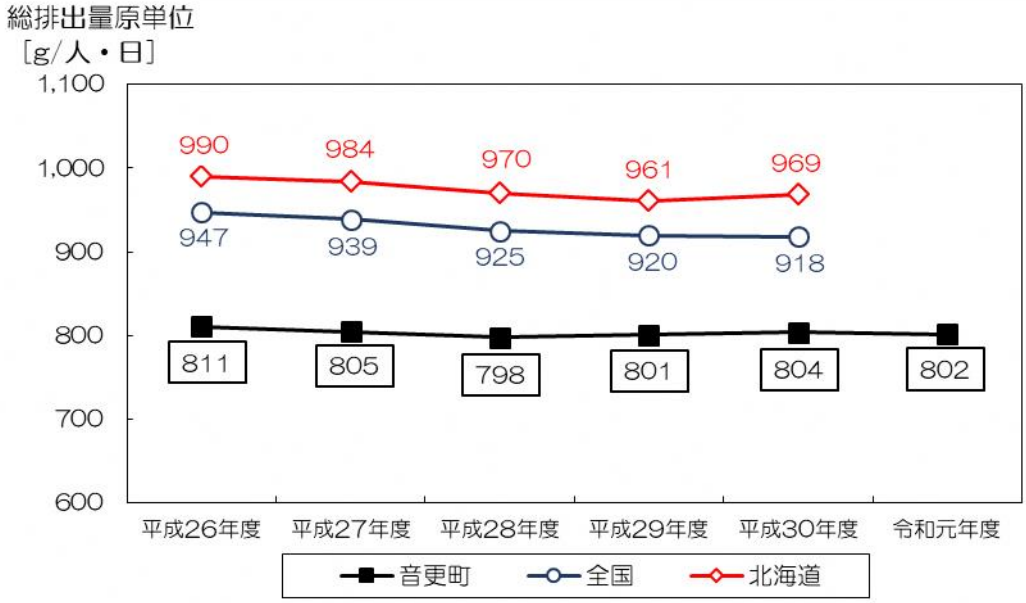

※全国・北海道は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）を引用。令和元年度値は現時点で公表されていない。

図3-8-1　ごみ総排出量原単位の比較

２　リサイクルの状況

排出されるごみのうち、資源化される割合をリサイクル率と定義し、リサイクルの状況を評価します。本町のリサイクル率は、集団回収量の減少とともに年々減少しており、平成26年度では27.4%でしたが、令和元年度では25.1%となっています。リサイクル率は減少傾向にはあるものの、平成30年度において北海道よりも1ポイント、全国よりも5ポイント高く、道内及び全国と比較して再資源化・再生利用の取組が進んでいます。

表3-8-2　音更町のリサイクル率

（単位：ｔ/年）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	リサイクルプラザでの資源化	1,980	2,016	2,000	2,024	1,999	2,048
	大型ごみ一部再生利用	47	47	45	44	50	53
	くりりんセンターでの有価物回収	163	166	163	154	157	165
①処理による資源化量		2,190	2,229	2,208	2,222	2,206	2,266
②ごみ排出量		11,971	11,910	11,883	11,948	11,969	11,965
③集団回収量		1,501	1,404	1,257	1,166	1,050	983
④リサイクル率（(①＋③)/(②＋③)）		27.4%	27.3%	26.4%	25.8%	25.0%	25.1%

※くりりんセンターの有価物は、施設での直接回収分と破砕選別での鉄・アルミ回収分の合計

※集団回収量は，町内会等の集団回収量・学校回収量・布リサイクル・廃食油リサイクル・小型家電リサイクルの合計

※リサイクル率＝（処理による資源化量＋集団回収量）÷（ごみ排出量＋集団回収量）

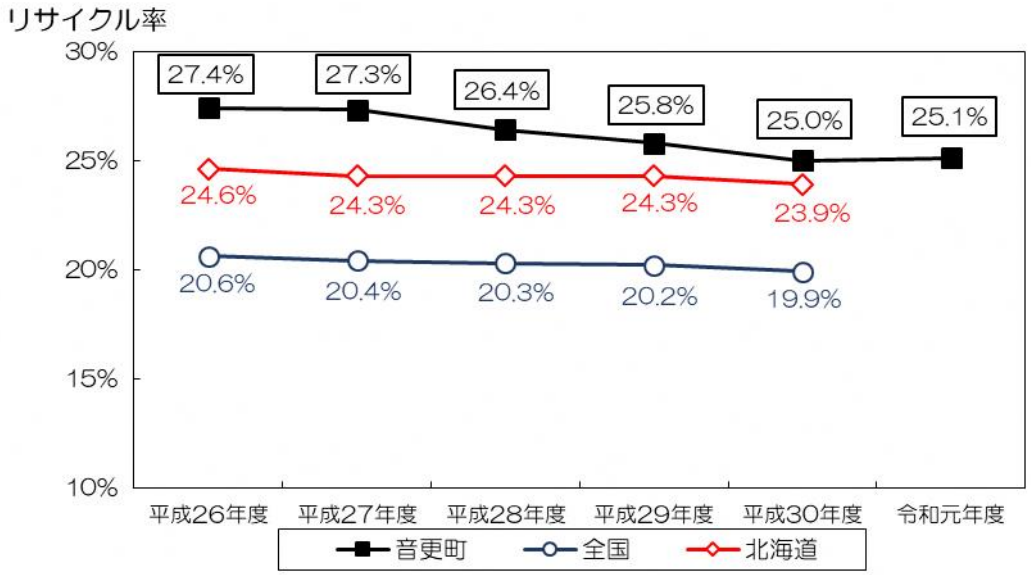

※全国・北海道は一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）を引用。令和元年度の数値は公表されていない。

図3-8-2　リサイクル率の比較

３　エネルギー回収・利用状況

エネルギー回収・利用については、「ごみ処理量当たりの発電電力量」で評価します。

本町では、十勝圏複合事務組合のくりりんセンターで熱回収・発電をしており、過去6年間のごみ処理量当たりの発電電力量は450～500kWhの範囲で推移しています。

本町は全国や北海道と比較して、エネルギー回収・利用が進んでいるといえます。

表3-8-3　ごみ処理量当たりの発電電力量（本町相当分）

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却施設におけるごみ処理量	t/年	9,316	9,215	9,236	9,301	9,321	9,341
焼却施設での発電電力量	kWh/年	4,468,061	4,337,744	4,461,837	4,430,426	4,625,527	4,378,007
ごみ処理量当たりの発電電力量	kWh/t	480	471	483	476	496	469

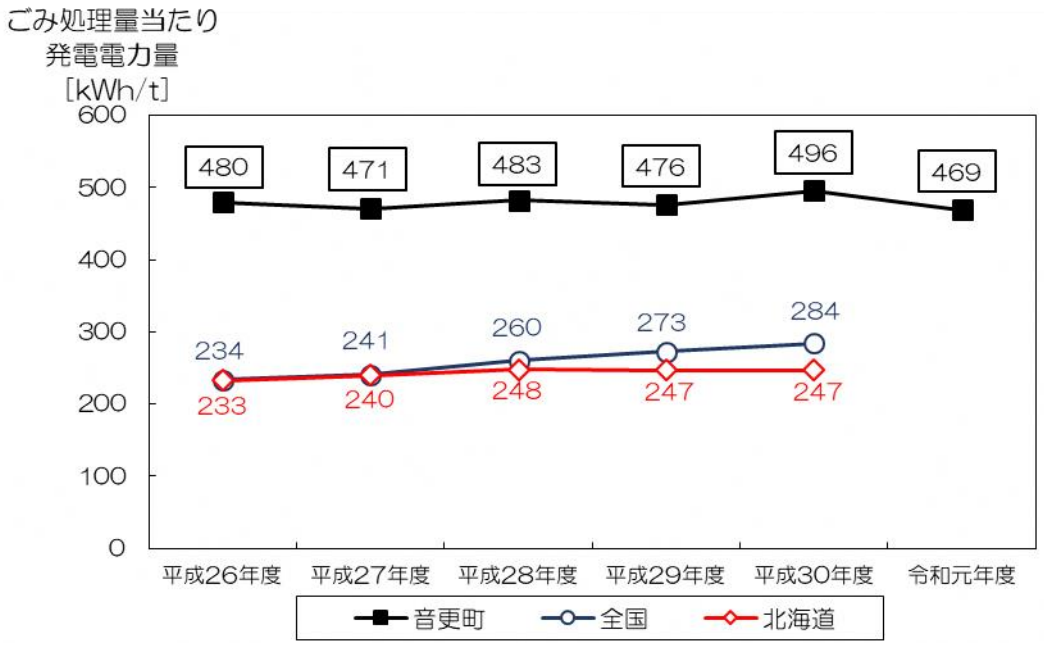

※全国・北海道は一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）を引用。令和元年度の数値は公表されていない。

図3-8-3　ごみ処理量当たりの発電電力量の比較

４　最終処分場の状況

一人一日当たりの最終処分量を、最終処分量原単位と定義し、最終処分状況を評価します。

最終処分量、最終処分率は平成26年度以降ほぼ横ばいで推移しています。本町の最終処分量原単位は約100g/人・日であり、北海道よりも低く、全国より高くなっています。

表3-8-4　音更町の最終処分量原単位

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量	t/年	1,764	1,705	1,715	1,708	1,682	1,651
最終処分率	%	13.1%	12.8%	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%
最終処分量原単位	g/人･日	106	103	104	104	104	102

※最終処分率 ＝（直接埋立＋処理後最終処分量） ÷ ごみ総排出量

※最終処分量原単位(g/人・日) ＝ 最終処分量 ÷ 人口(人) ÷ （365日又は366日） × 10^6

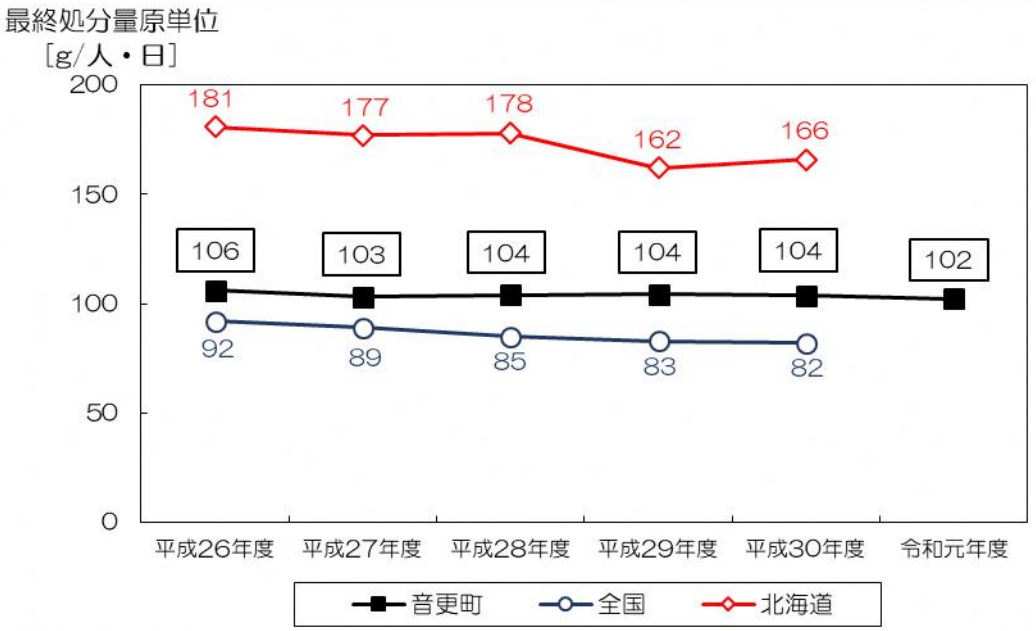

※全国・北海道は一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）を引用。令和元年度の数値は公表されていない。

図3-8-4　最終処分量原単位の比較

５　ごみ処理による温室効果ガス排出状況

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）に基づいて、ごみ処理で消費する電力、化石燃料使用量等から令和元年度の温室効果ガス排出量を試算しました。

ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で一人一日当たり約0.18kg-CO_2と試算されます。プラスチック焼却に伴う排出が全体の約8割を占めており、その他に収集運搬時の燃料使用や焼却に伴う一酸化二窒素の排出が多くなっています。近年では、原子力発電所の長期停止等の影響により火力発電所の高稼働が続いているため、電気使用による温室効果ガスの排出量が増加している状況です。

我が国において廃棄物分野から排出される温室効果ガスは2018（平成30）年度で1,927万t-CO_2※と報告されており、これを国民一人一日当たりに換算すると0.414kg-CO_2です。

本町の温室効果ガス排出量は全国よりも少なく、排出負荷が低くなっています。

※日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2020年4月）独立行政法人国立環境研究所

表3-8-5　温室効果ガス排出量の推計結果（令和元年度）

項目		対象ガス	排出量	温暖化係数	排出量（CO_2換算）
収集運搬	燃料使用量	CO_2	176,245.4kg-CO_2/年	1	176,245.4kg-CO_2/年
	自動車の走行量	CH_4	3.3kg-CH_4/年	21	69.4kg-CO_2/年
	自動車の走行量	N_2O	5.4kg-N_2O/年	310	1,666.5kg-CO_2/年
中間処理	燃料使用	CO_2	24,653.4kg-CO_2/年	1	24,653.4kg-CO_2/年
	電気使用	CO_2	84,759.6kg-CO_2/年	1	92,516.3kg-CO_2/年
	焼却処理	CH_4	8.9kg-CH_4/年	21	186.4kg-CO_2/年
	焼却処理	N_2O	529.6kg-N_2O/年	310	164,186.8kg-CO_2/年
	プラスチック焼却	CO_2	2,403,529.0kg-CO_2/年	1	2,403,529.0kg-CO_2/年
	作業車両燃料使用	CO_2	18,384.3kg-CO_2/年	1	18,384.3kg-CO_2/年
最終処分	燃料使用	CO_2	45,246.4kg-CO_2/年	1	45,246.4kg-CO_2/年
	電気使用	CO_2	26,997.5kg-CO_2/年	1	29,468.2kg-CO_2/年
	作業重機燃料使用	CO_2	1,300.2kg-CO_2/年	1	1,300.2kg-CO_2/年
温室効果ガス排出量の合計					2,947,224.8kg-CO_2/年
人口	計画収集人口				44,136人
人口一人一日当たり温室効果ガス排出量					0.18kg-CO_2/人・日
人口一人一年当たり温室効果ガス排出量					66.78kg-CO_2/人・年

６　ごみ処理コスト

ごみの収集運搬、処理委託に必要な費用を表3-8-6に示します。平成26年度の年間処理費用は約473,029千円でしたが、以降は年々減少する傾向にあり、令和元年度現在で、約436,373千円です。平成27年度における中間処理・最終処分の組合負担金は、全体の約5割を占めていましたが、令和元年度では約4割となっています。一方、ごみ収集処理費などの収集に係る費用の割合が増加傾向にあります。

一人当たり年間処理費用を全国・北海道と比較した結果を図3-8-5に示します。本町の数値は年々減少傾向にあり、令和元年度で約9,900円/人と全国・北海道を大きく下回っています。

表3-8-6　年間処理費用の内訳

（単位：円）

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
組合負担金	くりりんセンター	140,005,000	143,580,000	119,320,000	119,214,000	102,373,000	102,478,000
	最終処分場	40,033,000	35,529,000	40,797,000	39,275,000	39,514,000	31,210,000
	リサイクル施設	52,641,000	52,345,000	50,502,000	55,126,000	50,549,000	47,727,000
		232,679,000	231,454,000	210,619,000	213,615,000	192,436,000	181,415,000
収集作業費		3,757,530	3,806,800	3,908,160	3,755,640	3,837,380	3,906,600
ごみ収集処理費		199,943,447	194,743,176	194,701,599	188,467,586	201,338,972	208,248,823
リサイクル事業（資源ごみ収集）		36,641,754	36,691,114	36,097,248	36,573,533	40,140,900	42,795,628
その他事務費		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
年間処理費用		473,028,731	466,702,090	445,333,007	442,418,759	437,760,252	436,373,051

※本町の決算事項別明細書より作成
※収集作業費は町直営の収集費用である
※ごみ収集処理費は可燃・不燃・大型ごみの委託収集費と啓発、指定ごみ袋の作成費用と管理配送等に係る経費
※リサイクル事業は、資源ごみ収集費用とし、報奨金と負担金補助を除いている
※その他事務費は保険料

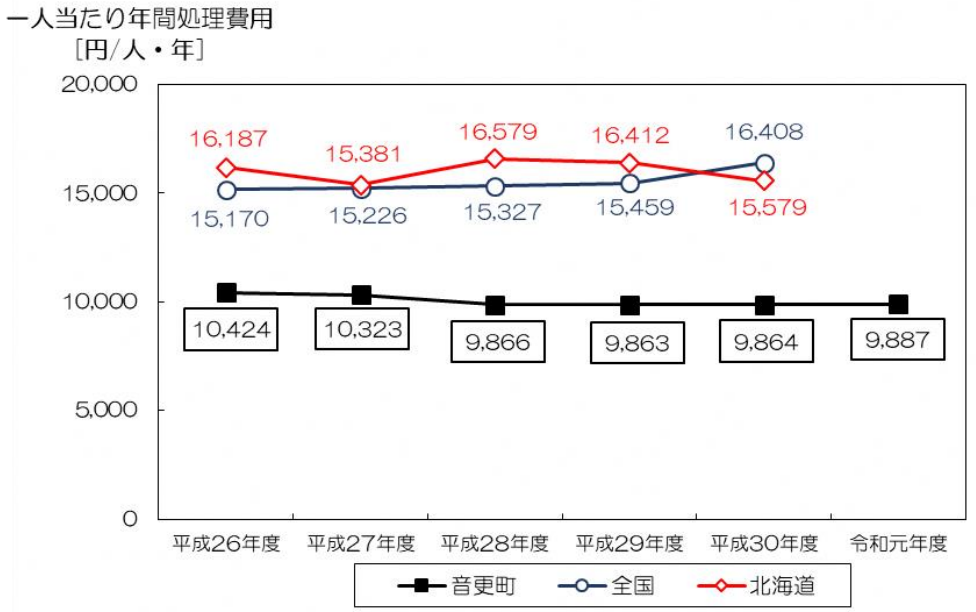

※全国・北海道は一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）を引用。令和元年度の数値は公表されていない。

図3-8-5　一人当たり年間処理費用の比較

3-9　ごみ処理における課題整理

現計画は、計画策定年次を平成25年度、中間年次を令和5年度、目標年次を令和10年度として、2つの数値目標を定めています。

これまで示したごみ処理の現状より、目標達成の中間評価を行うとともに、ごみ排出量、リサイクルといった観点から課題を整理します。

１　現計画の目標達成状況

令和元年度における、目標達成状況を整理します。

ごみ総排出量原単位については、平成26年度よりも減量が進み、令和元年度において令和10年度の目標数値を下回っており、ごみの減量が進んでいるといえます。今後も家庭・事業所単位でごみの減量を推進するものとし、今回の計画見直しにあたり、新たな目標値を設定する必要があります。

一方、リサイクル率は平成26年度数値よりも低く、28%以上という数値目標を達成していません。

表3-8-7　計画の目標達成状況

区分	実績		目標値		中間評価
	平成26年度	令和元年度	令和5年度（中間）	令和10年度（目標）	
ごみ総排出量原単位（g/人・日）	811	802	814	809	達成
リサイクル率	27.4%	25.1 %	令和10年度までに28 %以上		未達成

２　ごみ排出に関する課題

本町においては、平成16年10月の家庭ごみの有料化実施以降、ごみ排出量は大幅に減量しました。平成26年度以降のごみの排出量はほぼ一定で推移していますが、家庭系ごみの排出量は微増している傾向にあります。ごみ総排出量原単位は平成26年以降、順調に減少し目標値を達成している状況ですが、少子高齢化による人口減少の影響等も考慮し、より一層ごみ減量意識の普及を推進していくなど、本町全域でのごみ排出抑制の再徹底を図る必要があります。

３　リサイクルに関する課題

容器包装リサイクル法に基づく分別収集や小型家電回収の実施により、平成26年度よりも資源ごみ収集量や資源化量は増えていますが、集団回収量の減少の影響が大きく、リサイクル率は令和元年度実績で25.1%となっています。リサイクル率の向上のため、より一層の分別強化・集団回収推進についての取組が必要となります。

第4章　ごみ処理における動向

4-1　廃棄物・リサイクルに関する法律

1　循環型社会形成のための法体系

平成12年、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図4-1-1に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要があります。

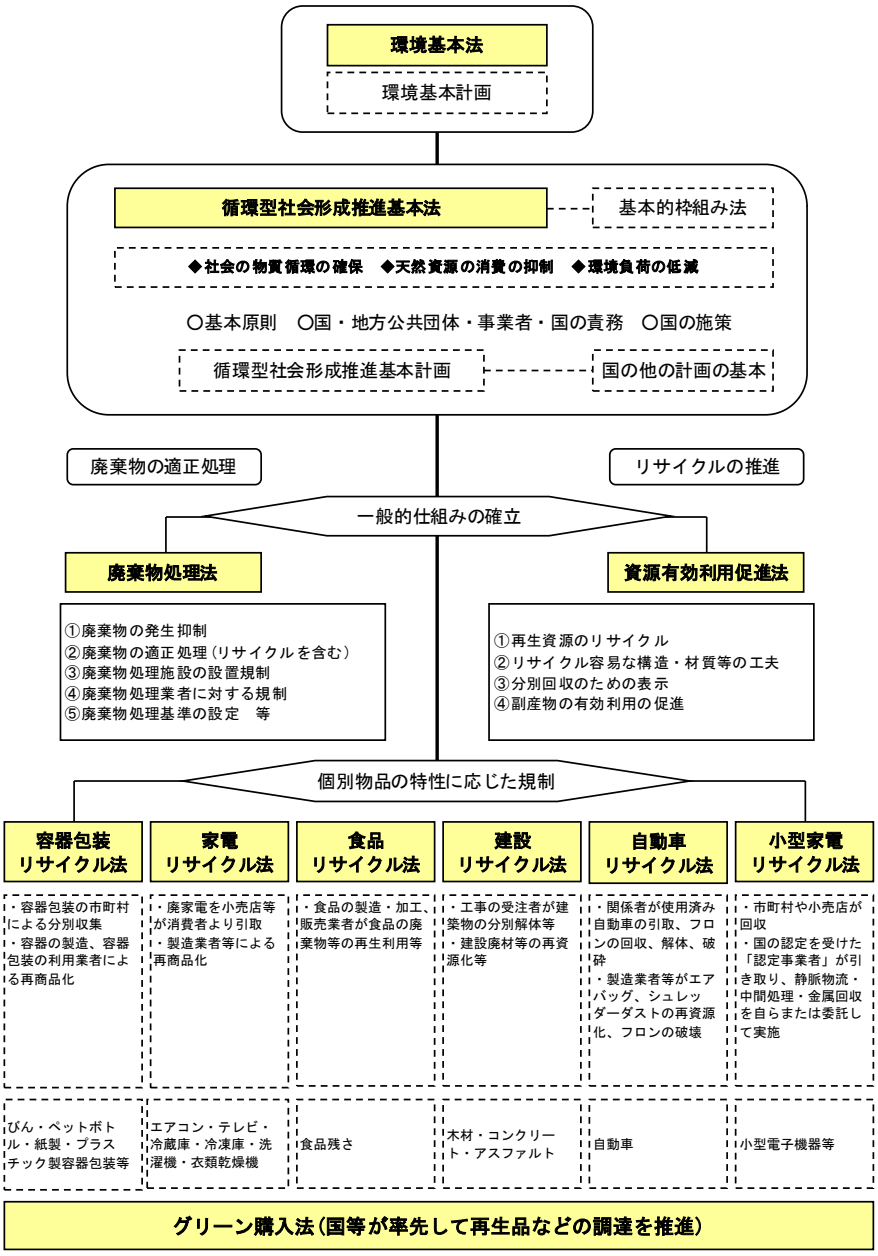

図4-1-1　循環型社会形成のための法体系

２　各種リサイクル法の近年の課題・動向

（１）容器包装リサイクル法

法律施行以降、容器包装のリサイクルが推進され、その結果全国的に一般廃棄物の最終処分量は減少傾向が続いており、最終処分場の残余年数も増加しています。国は、2R（リデュース、リユース）に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R推進マイスター）による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」などを実施・推進してきました。近年では、令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、令和元年12月に法令改正を行い、「レジ袋有料化義務化」による消費者のライフスタイル変革を促しています。

（２）家電リサイクル法

法律の対象となる機器はエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶〔携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く〕等・プラズマ各テレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。近年、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する違法行為が増加しています。これを踏まえ、平成24年3月19日に、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化されました。また、平成27年3月に基本方針の一部改正が行われ、国、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が接触的に回収促進に取り組むための共通政策目標として、「回収率目標」の規定や、より高度なリサイクルの取組の推進をしています。

（３）食品リサイクル法

食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、平成13年5月に施行されました。平成29年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、食品産業全体では84％となっていますが、業態別では、食品製造業が95％、食品卸売業が67％、食品小売業が51％、外食産業が32％と格差があります。

令和元年7月に新たな基本方針が示され、食品ロス削減に係る食品関連事業者及び消費者の役割が明記されるとともに、新たな目標として、①事業系食品ロス量の半減目標（2030年の食品ロス量を2020年度の半分とする）、②業種ごとの発生抑制目標、③再生利用等実施率（2024年度までに食品製造業：95％、食品卸売業：75％、食品小売業：60％、外食産業：50％）が設定されました。

（４）建設リサイクル法

特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを平成14年5月から義務付けています。平成26年9月に「建設リサイクル推進計画2014」を策定し、建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、再資源化

等に関する目標値を設定するなど、建設リサイクルの推進を図っています。この計画の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため、平成30年度に建設副産物実態調査を実施しています。

（5）自動車リサイクル法

平成17年1月1日に施行された自動車リサイクル法は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者(以下「製造業者等」といいます。)に対して、引取及びリサイクル(フロン類については破壊)を義務付けています。

自動車ユーザーや自動車製造業者等の取組みにより、使用済自動車のほとんどがリサイクルされています。シュレッダーダストのリサイクル率も向上し、平成30年度における自動車1台あたりの最終処分量は4kg※となっています。

※自動車リサイクル法の施行状況（令和元年9月10日）経済産業省自動車課環境省リサイクル推進室

（6）小型家電リサイクル法

平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、環境負荷削減と資源確保を図ることを目的とします。

市町村や小売店が回収した使用済み小型電子電気機器を、国の認定を受けた「認定事業者」が引き取り、静脈物流・中間処理・金属回収を自ら又は委託して実施し、循環利用を図るシステムとなっています。

平成30年度までに小型家電回収量を全国で14万t/年との目標値を掲げていましたが、平成30年度公表の回収量は約10万t※に留まり、目標値を達成していません。

※小型家電リサイクル制度の施工状況の評価・検討に関する報告書（令和2年8月）経済産業省小型家電リサイクルワーキンググループ

4-2　国の方針・目標

1　第四次循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、国は循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

表4-2-1　第四次循環型社会推進基本計画の概要

区分		概要
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的な取組	・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上
	地域循環共生圏形成による地域活性化	・地域の資源生産性の向上 ・生物多様性の確保 ・低炭素化 ・地域の活性化 ・災害に強いコンパクトで強靭なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	・第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う
	適正処理の推進と環境再生	・廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ・地域環境の再生（海洋ごみの解決、不法投棄、空き家等の適正な解体・撤去等） ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生
	災害廃棄物処理体制の構築	・災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムの強靭化）
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	・資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会
指標及び数値目標	資源生産性	約49万円/t（令和7年度）
	入口側の循環利用率	約18%（令和7年度）
	出口側の循環利用率	約47%（令和7年度）
	最終処分量	約1,300万t（令和7年度）
	循環型社会ビジネスの市場規模	平成12年度の約2倍（令和7年度）
	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率	21%（令和4年度）
	1人1日あたりのごみ排出量	約850g/人・日（令和7年度）
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日（令和7年度）
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成29年度の水準（20年分）を維持（令和4年度）
	災害廃棄物処理計画の策定率	都道府県100%、市町村60%（令和7年度）

２　廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定め、平成28年1月に見直しが行われました。

表4-2-2　廃棄物処理基本方針の概要

区分		概要
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応 ・低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進
減量化の目標（令和2年度）	排出量	【一般廃棄物】平成24年度比約12％削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3％に抑制
	再生利用率	【一般廃棄物】平成24年度約21％から約27％に増加 【産業廃棄物】平成24年度約55％から約56％に増加
	最終処分量	【一般廃棄物】平成24年度比約14％削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1％削減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量：500g/人・日	
その他の目標（平成30年度）	家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数：200市町村（平成25年度43市町村）	
	家電リサイクル法上の小売業者の引き取り義務外品の回収体制構築市町村割合：100％（平成25年度約59％）	
	使用済み小型電子機器等の再生のための回収実施市町村割合：80％（平成25年度約43％）	
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	・食品の購入にあたっては、適量の購入等により食品ロスを削減する ・自ら排出する一般廃棄物の排出抑制取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の抑制に協力する ・使用済み小型家電機器等を市町村等へ引き渡す
	市町村の役割	・関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める ・民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める ・他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏形成に努める ・災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保
	国の役割	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする ・水銀廃棄物の適正な回収を促進する
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制	・事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける ・地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェスト使用の促進を図る
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	・商品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 ・焼却施設については、中長期的には焼却されるすべての一般廃棄物について熱回収が図られるように取組を推進していくものとする。
	一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備	・循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かし、資源の有効活用・温室効果ガスの排出抑制に考慮した処理施設の整備を推進する。 ・持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道・集落排水施設・浄化槽のそれぞれの特性、経済性等を勘案し効率的な整備・運営管理を推進する。
	産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備	・熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。

３　廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、5年ごとに国が策定するものです。平成30年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、従来から取り組んできた3Rの推進や災害対策・地球温暖化対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。

表4-2-3　廃棄物処理施設整備計画の概要

区分	計画概要
計画期間	■平成30年度から令和4年度の5年間
基本的理念	■3Rの推進 ■強靭な一般廃棄物処理システムの確保 ■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標	■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：21% → 27% ・最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽処理人口普及率：53% → 70%
廃棄物処理施設の整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	■市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ■持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率な施設整備及び運営 ・広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靭化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。 ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ・資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。 ■廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 ・エネルギー回収効率の高い施設への更新、エネルギー回収量を確保するための施設の大規模化、地域特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入などの促進。 ・廃棄物処理施設の稼働に伴うエネルギー消費量の提言及びCO_2ガス排出量削減に向けた再生可能エネルギー施設の導入。 ・家庭用浄化槽の省エネ化を促進し、浄化槽システム全体の低炭素化を図る。 ■廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ・廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。 ■災害対策の強化 ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。 ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保する。 ■地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 ・生活環境の保存及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会や自然共生社会との統合的実現の観点も踏まえ、廃棄物の地域特性および技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習の場としての活用、地域住民の福祉向上等の効果を考慮し、地域に多面的な価値をもたらす廃棄物処理施設の整備を進める。 ■地域住民等の理解と協力の確保 ■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

4-3　北海道の方針・目標

北海道廃棄物処理計画（第5次）は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするもので、国の基本方針で示されている「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」や、この基本方針に即して策定されている「廃棄物処理施設整備計画」に加え、基本計画に示されている「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

また、「経済的側面や社会的側面にも視野を広げた循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組」と「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、リデュース、リユースの優先、廃棄物系バイオマスの地域の特性に応じた適正な再生利用、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組を推進するものです。低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としています。

排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用において、令和6年度における目標値を以下のように定めています。

表4-3-1　北海道廃棄物処理計画の目標

目標区分	指標	現状 （平成29年度）	目標年度 （令和6年度）
排出抑制に関する目標	一般廃棄物の排出量	1,873千t	1,700千トン以下 （約10%減）
	一人一日当たりごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下
	一人一日当たり家庭ごみ排出量	598g/人・日	550g/人・日以下
適正な循環的利用に関する目標	リサイクル率	24.3%	30%以上
適正処分の確保に関する目標	最終処分量	316千トン	250千トン以下 （約20%減）
バイオマスの利活用に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 （排出量ベース（炭素換算量））	89.8% （平成28年度）	90%以上 （令和4年度）

第5章　ごみ処理の基本方針

5-1　ごみ処理の基本方針

本町では、天然資源が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会構築を目指し、①リデュース(廃棄物等の発生抑制)・②リユース(再使用)・③マテリアルリサイクル（再生利用)・④サーマルリサイクル（熱回収)・⑤適正処分の優先順位で、ごみの有料化、容器包装廃棄物の分別収集、大型ごみの一部再生利用、リサイクル施設・破砕選別施設での資源化及び有価物回収、焼却施設での熱回収、埋立ごみの減量・減容化等の適正処理・施策を実施してきました。今後も現在の処理システムを継続していきます。

また、ごみの発生抑制やリサイクルの意識啓発を再徹底し、減量目標を定めて排出抑制及び資源化に努めます。

併せて、不適正排出や不法投棄などの防止に努め、適正なごみ処理体制を図ります。

5-2　数値目標の設定

1　ごみ減量目標

令和元年度のごみ総排出量原単位は、家庭・事業所におけるごみ排出削減の取組が進められた結果、現計画の目標をすでに達成しています。これまでの取組を継続し、ごみ排出削減に努めます。

今回の計画中間見直しにあたり、目標年次に向けたごみ減量目標は、以下のとおりとします。

ごみの減量目標
　ごみ総排出量原単位
　　目標年次（令和10年度）　792g/人・日（平成26年度に対して19g減量）

※ごみ総排出量は、ごみ排出量に集団回収等の資源回収を加えた数値

2　リサイクル目標

近年の動向をみると、少子高齢化や人口減少の影響により集団回収量は減少傾向にあり、それに伴いリサイクル率も低下しています。今後、資源ごみの分別や集団回収、小型家電リサイクル等による資源回収をさらに推進し、リサイクル率の向上を目指します。

リサイクル目標
　リサイクル率
　　目標年次（令和10年度）までに　28%以上（平成26年度 27.4%）

第6章　ごみ排出量の推計

6-1　推計の基本方針

ごみ総排出量原単位は現計画の目標をすでに達成していますが、近年は動向をみると、排出削減が進んでいません。しかし、本町のごみ総排出量原単位は、全国の値と比較して150g/人･日以上、北海道の値と比較して100g/人･以上も低く、本町におけるごみ排出削減はかなり進んでおり、これ以上の大幅な削減は難しいと考えることができます。

本町が構成町となり中間処理及び最終処分を行っている十勝圏複合事務組合では、くりりんセンターの老朽化を考慮して、新たな中間処理施設を整備する計画が進められています。この計画において、本町のごみ排出量の推計がなされており、本計画の推計値は、この計画の推計値と整合を図ります。

6-2　ごみ排出量の現状推計

過去の人口推移、ごみ排出量の排出状況をもとに、現状の処理体制で推移した場合のごみ排出量を推計します。

1　人口の推計

ごみ量を推計する上で、人口の推計が必要です。

現在、本町は全道で最も人口の多いまちとなっていますが、平成22年度より人口減少が続いており、今後も人口減少傾向が続くと想定されます。過去の本町人口実績から、将来人口を以下のように推計しました。

表6-2-1　人口の推計結果

（単位：人）

令和元年度（現状）	令和 2年度（基準年次）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
44,136	44,138	44,007	43,876	43,744

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度（目標年次）
43,613	43,482	43,297	43,111	42,926

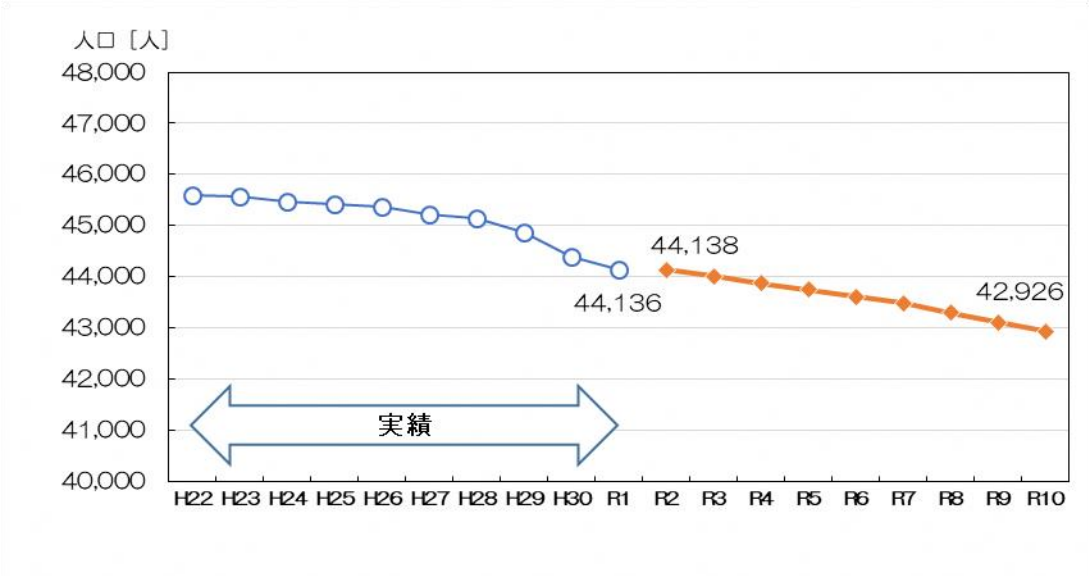

図6-2-1　計画期間における人口推移

２　ごみ排出量の現状推計

（１）家庭系ごみの現状推計

家庭系ごみの現状推計は、平成26年度から令和元年度までの過去6年間の実績推移を勘案し、家庭系原単位を推計します。過去6年間の家庭系ごみ原単位は、平成28年度以降増加傾向にあります。したがって家庭系ごみの現状推計は、直近2年間の家庭系原単位の平均値とし、家庭系原単位を551g/人とします。これに将来人口を乗じて家庭系ごみ排出量とします。排出区分ごとの排出量は、実績をもとに、燃やすごみ60.3%、燃やさないごみ14.1%、資源ごみ25.6%とします。

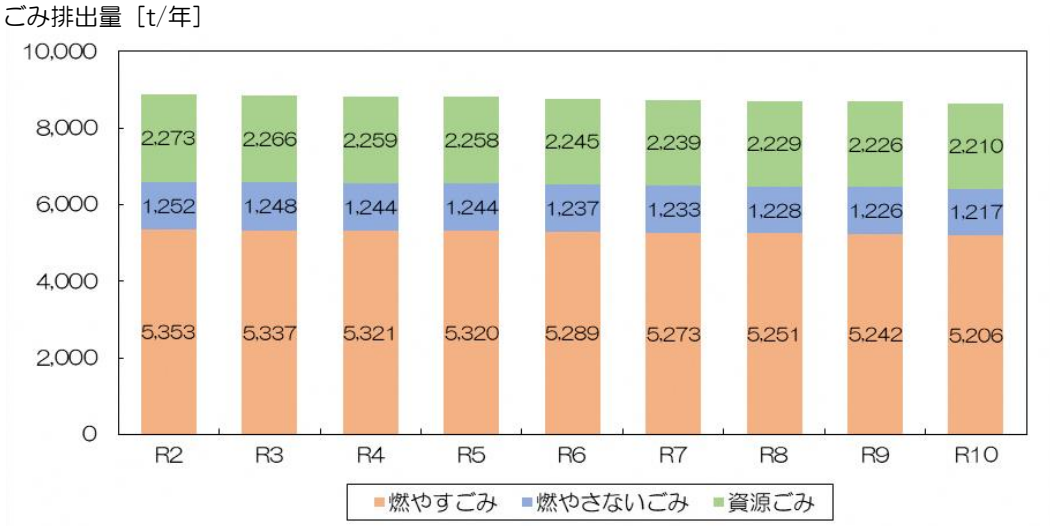

図6-2-2　令和2年から令和10年度までの家庭系ごみ排出量の推移

（2）事業系ごみの現状推計

事業系ごみの現状推計は、平成26年度から令和元年度までの過去6年間の実績推移を勘案し、年間排出量を推計します。事業系ごみの排出量の過去6年間の推移は、一定で推移しています。

よって、事業系ごみの現状推計は、平成26年度から令和元年度までの年間排出量の平均値とし、3,066t/年とします。排出区分ごとの排出量は、実績をもとに、燃やすごみ95.9%、燃やさないごみ4.1%とします。

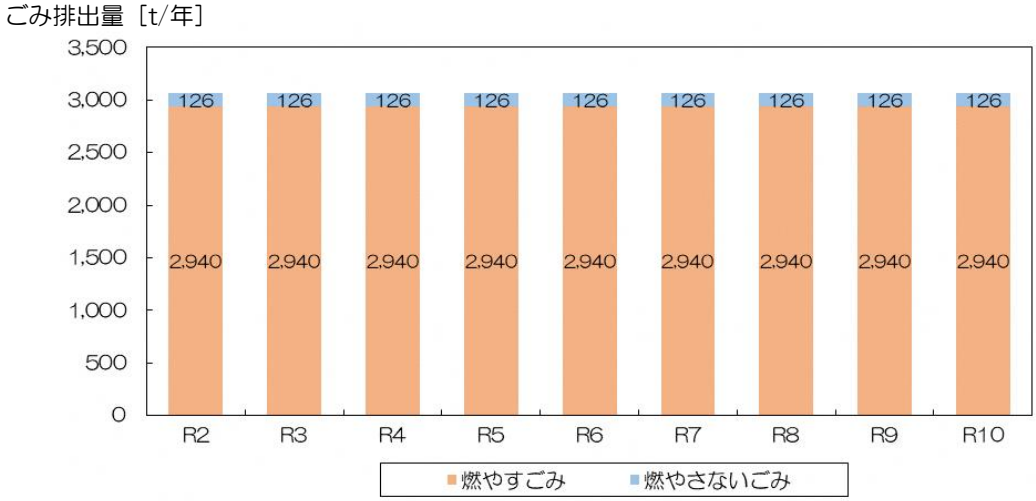

図6-2-3　令和2年から令和10年度までの事業系ごみ排出量の推移

（3）集団回収量の推計

本計画における集団回収量は、以下の資源回収を対象とし、住民一人一日当たり回収量（回収原単位）を用いて推計します。平成26年度から令和元年度までの過去6年間の集団回収量は減少が続いているため、回収原単位は令和元年度の実績値とします。

集団回収量
＝町内会等の集団回収＋学校回収＋布リサイクル＋廃食油リサイクル＋小型家電リサイクル

推計値
＝各資源回収の回収原単位（g/人・日）×人口（人）×（365日又は366日）÷10^6

回収原単位の設定
・町内会等の集団回収　60g/人･日
・学校回収　0.35g/人･日
・布リサイクル　0.29 g/人･日
・廃食油リサイクル　0.37g/人・日
・小型家電リサイクル　0.16g/人・日

集団回収量等の資源回収別の将来の推計結果は表6-2-2のようになります。

表6-2-2　集団回収量等の推計結果

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
原単位（g/人・日）	町内会等による集団回収	89	60	60	60
	学校による回収	0.49	0.35	0.35	0.35
	布リサイクル	0.35	0.29	0.29	0.29
	廃食油リサイクル	0.36	0.37	0.37	0.37
	小型家電リサイクル	0.10	0.16	0.16	0.16
	合計	90	61	61	61
排出量（t/年）	町内会等による集団回収	1,480	963	961	940
	学校による回収	8	6	6	5
	布リサイクル	6	5	5	5
	廃食油リサイクル	6	6	6	6
	小型家電リサイクル	2	3	3	3
	合計	1,501	983	981	959

(4) ごみ排出量の現状推計の整理

以上より、ごみ排出量（家庭系＋事業系）に集団回収量を含めたごみ総排出量の現状推計を表6-2-3、表6-2-4に示します。

人口減少の影響によりごみ排出量と集団回収量は減少するため、ごみ総排出量は令和元年度より減少し、目標年次（令和10年度）において12,658ｔ/年となる見込みです。また、ごみ総排出原単位は増加傾向で推移し、目標年次において808g/人・日となる見込みです。

表6-2-3　ごみ総排出量の推計結果

（単位：t）

区分			平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
ごみ排出量	家庭系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,273	5,320	5,206
		燃やさないごみ	1,223	1,360	1,244	1,217
		資源ごみ	2,202	2,282	2,258	2,210
			8,933	8,915	8,822	8,633
	事業系ごみ	燃やすごみ	2,850	2,888	2,940	2,940
		燃やさないごみ	188	162	126	126
			3,038	3,050	3,066	3,066
		燃やすごみ	8,358	8,161	8,260	8,146
		燃やさないごみ	1,411	1,522	1,370	1,343
		資源ごみ	2,202	2,282	2,258	2,210
			11,971	11,965	11,888	11,699
集団回収量等			1,501	983	981	959
ごみ総排出量			13,472	12,948	12,869	12,658

表6-2-4　各ごみの原単位の推計結果

（単位：g/人・日）

区分			平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
ごみ排出量	家庭系ごみ	燃やすごみ	332	332	332	332
		燃やさないごみ	74	78	78	78
		資源ごみ	133	141	141	141
			538	551	551	551
	事業系ごみ	燃やすごみ	172	182	184	188
		燃やさないごみ	11	8	8	8
			183	190	192	196
		燃やすごみ	503	514	516	520
		燃やさないごみ	85	86	86	86
		資源ごみ	133	141	141	141
			721	741	743	747
集団回収量等			90	61	61	61
ごみ総排出量			811	802	804	808

6-3　減量・資源化推進後のごみ総排出推計

ごみ排出量現状推計に対して、本計画の減量目標、リサイクル目標を達成するために必要な減量及び資源化推進を設定し、減量・資源化推進後のごみ総排出量を推計します。

1　家庭系ごみと事業系ごみの減量推進

現状推計では、人口減少に伴いごみ総排出量は減少する見込みですが、本町では今後もごみ減量化推進に積極的に取組み、住民や事業者に対しごみ減量の啓発を行います。

本計画では減量目標として、目標年次における家庭系原単位を531g/人･日と設定し、令和10年度までごみ総排出量原単位を徐々に減量していきます。

また、事業系ごみについては、目標年次における事業系ごみ排出量を2,915t/年と設定します。令和10年度まで事業系ごみ排出量を徐々に減量していきます。

減量推進後の家庭系ごみ排出量の推移を図6-3-1、事業系ごみ排出量の推移を図6-3-2に示します。

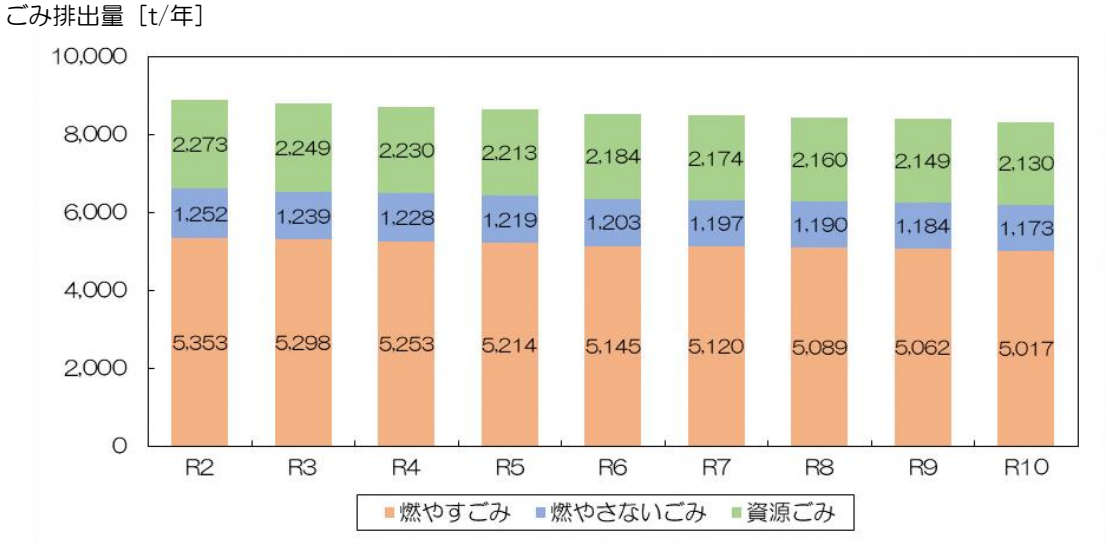

図6-3-1　令和2年度から令和10年度までの家庭系ごみ排出量の推移

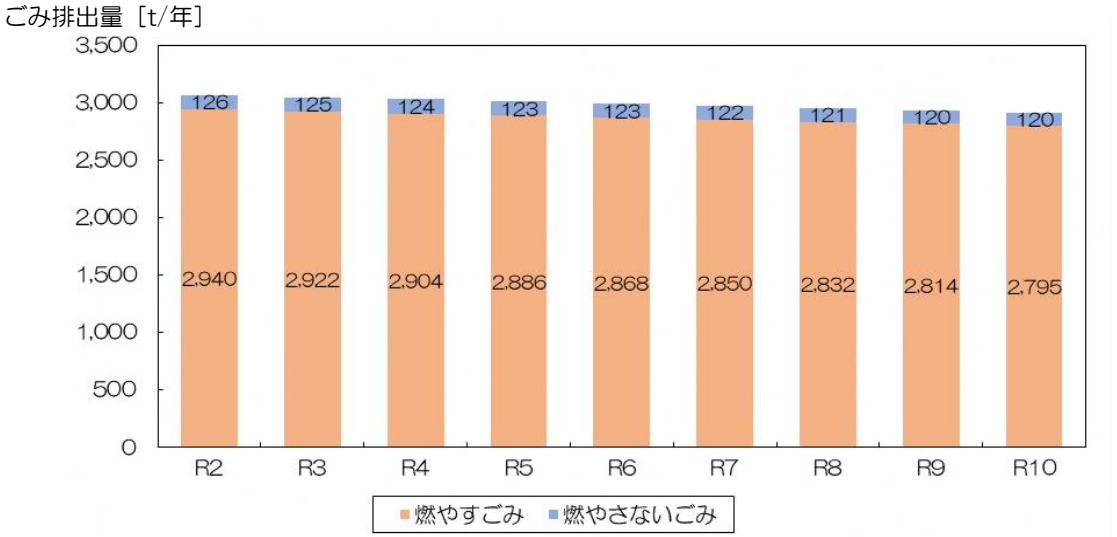

図6-3-2　令和2年度から令和10年度までの事業系ごみ排出量の推移

２　資源化推進

資源化推進として、集団回収量増加の取組みを推進します。各集団回収の取組みを推進することにより、ごみからの資源回収量増加を目指し、目標年次における回収原単位を以下のように設定します。資源化推進の取組みにより、令和10年度までに回収原単位を徐々に増加させていきます。

集団回収量
＝町内会等の集団回収＋学校回収＋布リサイクル＋廃食油リサイクル＋小型家電リサイクル

推計値
＝各資源回収の回収原単位（g/人・日）×人口（人）×（365日又は366日）÷10^6

令和10年度における回収原単位目標
・町内会等の集団回収　過去6年間の平均より、74g/人･日
・学校回収　過去6年間の平均より、0.43g/人･日
・布リサイクル　過去6年間の平均より、0.34 g/人･日
・廃食油リサイクル　過去6年間の平均より、0.33g/人・日
・小型家電リサイクル　過去6年間の平均より、0.11g/人・日

資源化推進後の集団回収量等の資源回収別の将来の推計結果は表6-3-1のようになります。

表6-3-1　集団回収量等の推計結果

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
原単位（g/人・日）	町内会等による集団回収	89	60	68	74
	学校による回収	0.49	0.35	0.38	0.43
	布リサイクル	0.35	0.29	0.31	0.34
	廃食油リサイクル	0.36	0.37	0.36	0.33
	小型家電リサイクル	0.10	0.16	0.14	0.11
	合計	90	61	69	75
排出量（t/年）	町内会等による集団回収	1,480	963	1,089	1,159
	学校による回収	8	6	6	7
	布リサイクル	6	5	5	5
	廃食油リサイクル	6	6	6	5
	小型家電リサイクル	2	3	2	2
	合計	1,501	983	1,108	1,178

３　減量・資源化推進後のごみ総排出量の整理

減量・資源化推進後のごみ総排出量及びごみ総排出原単位の推計結果を、表6-3-2、表6-3-3に示します。目標年次におけるごみ総排出量は、12,413t/年となり、平成26年度から7.9%減量、令和元年度から4.1%減量しています。

ごみ総排出量原単位は、目標年次において792g/人・日となり、平成26年度から2.3%減量、令和元年度から1.2%減量となります。

表6-3-2　減量・資源化推進後のごみ総排出量の推計結果

（単位：t/年）

区分			平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
ごみ排出量	家庭系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,273	5,214	5,017
		燃やさないごみ	1,223	1,360	1,219	1,173
		資源ごみ	2,202	2,282	2,213	2,130
			8,933	8,915	8,646	8,320
	事業系ごみ	燃やすごみ	2,850	2,888	2,886	2,795
		燃やさないごみ	188	162	123	120
			3,038	3,050	3,009	2,915
		燃やすごみ	8,358	8,161	8,100	7,812
		燃やさないごみ	1,411	1,522	1,342	1,293
		資源ごみ	2,202	2,282	2,213	2,130
			11,971	11,965	11,655	11,235
集団回収量等			1,501	983	1,108	1,178
ごみ総排出量			13,472	12,948	12,763	12,413

表6-3-3　減量・資源化推進後のごみ総排出原単位の推計結果

（単位：g/人・日）

区分			平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
ごみ排出量	家庭系ごみ	燃やすごみ	332	326	326	320
		燃やさないごみ	74	84	76	75
		資源ごみ	133	141	138	136
			538	552	540	531
	事業系ごみ	燃やすごみ	172	179	180	178
		燃やさないごみ	11	10	8	8
			183	189	188	186
		燃やすごみ	503	505	506	499
		燃やさないごみ	85	94	84	83
		資源ごみ	133	142	138	136
			721	741	728	717
集団回収量等			90	61	69	75
ごみ総排出量			811	802	797	792

また、現状推計と比較したごみ総排出量及びごみ総排出量原単位の推移を以下に示します。

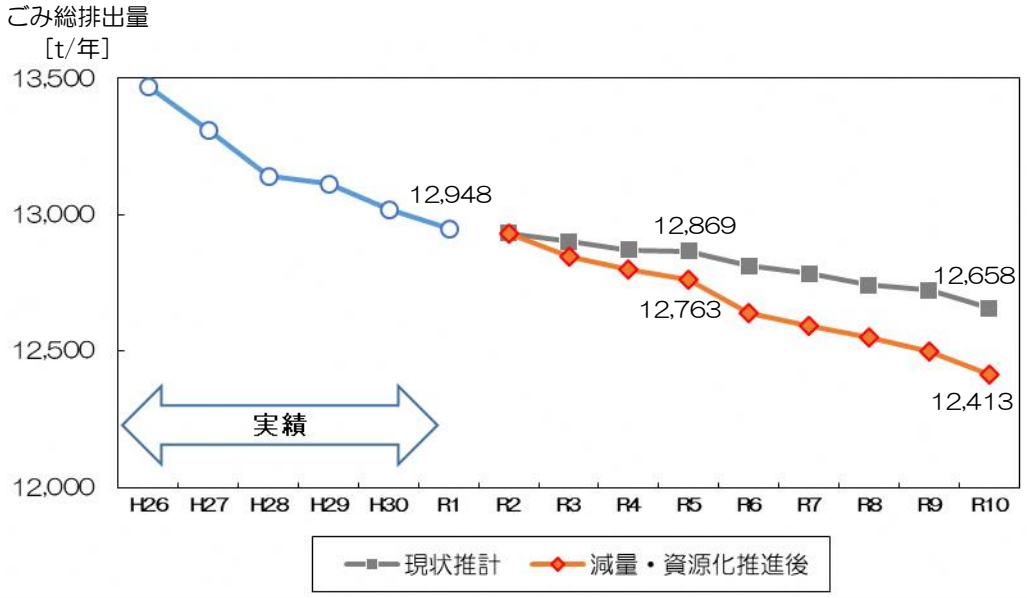

※ごみ総排出量＝ごみ排出量＋集団回収量

図6-3-3　ごみ総排出量の将来推移

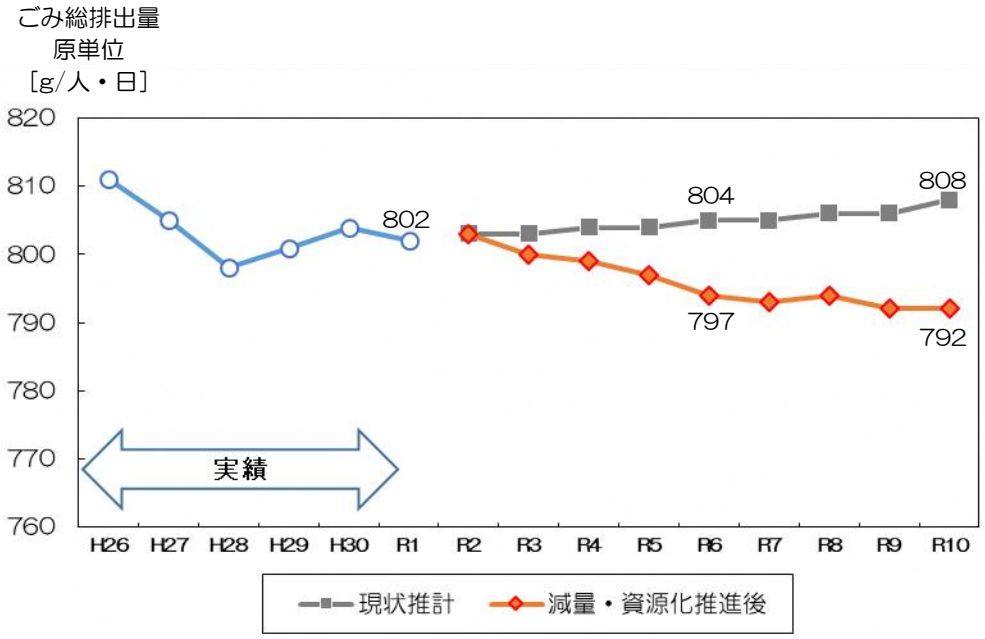

※ごみ総排出量＝ごみ排出量＋集団回収量

図6-3-4　ごみ総排出量原単位の将来推移

6-4　ごみ処理量の推計

算定したごみ排出量より、資源化処理量・焼却処理量・最終処分量を推計します。

1　資源化処理量の推計

（1）大型ごみの一部再生利用

再生利用量は以下の方法で算定します。

大型ごみの一部再生利用量＝家庭系燃やさないごみ×燃やさないごみからの搬出率3.5%

※搬出率は過去6年間の実績をもとに設定

（2）リサイクルプラザでの資源化量

資源ごみの品目別資源化量は以下の方法で算定します。

リサイクルプラザ品目別資源化量＝（資源ごみ―資源化残さ）×品目別割合※1
資源化残さ＝資源ごみ量×残さ発生率※2

※1：品目別割合は、過去6年間の実績をもとに以下のように設定。
　　びん類14%、缶類4%、ペットボトル8%、プラスチック29%、
　　紙製容器包装・紙パック12%、ダンボール9%、新聞・雑誌19%、その他5%
※2：過去6年間の実績をもとに、残さ発生率10%

表6-4-1　リサイクルプラザでの資源化量の推計

（単位：t/年）

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
搬入量(資源ごみ)		2,203	2,282	2,213	2,130
資源化量	びん類	299	291	279	268
	缶類	69	79	80	77
	ペットボトル	145	168	159	153
	プラスチック	600	570	578	556
	紙製容器包装・紙パック	246	228	239	230
	ダンボール	165	195	179	173
	新聞・雑誌	350	412	378	364
	その他	106	105	100	96
		1,980	2,048	1,992	1,917
資源化残さ		223	234	221	213

2　破砕処理量の推計

破砕処理量は以下の方法で算定します。

破砕選別処理量＝燃やさないごみ－大型ごみ－部再生利用

破砕可燃物＝破砕選別処理量×63%
不燃物＝破砕選別処理量×26%
有価物＝破砕選別処理量×10%

※不燃物は、破砕不適物、破砕不燃物、圧縮物等の埋立処分される量の合計を示す。
※各比率は過去6年間の実績をもとに設定

表6-4-2　破砕処理量の推計

（単位：t/年）

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
選別前	大型ごみ一部再生利用	47	53	43	41
	破砕選別処理量	1,611	1,568	1,299	1,252
選別後	破砕可燃物	955	1,020	818	789
	不燃物	475	371	338	326
	有価物	163	165	130	125
	外部委託処理	18	12	13	12

3　焼却処理量の推計

焼却処理量は以下の方法で算定します。

焼却処理量＝燃やすごみ＋破砕可燃物＋資源残さ

焼却残さ（焼却灰＋固化ダスト）＝焼却処理量×焼却残さ発生率13%

※発生率は過去6年間の実績をもとに設定

表6-4-3　焼却処理量の推計

（単位：t/年）

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
処理量	燃やすごみ	8,358	8,161	8,100	7,812
	破砕可燃物	955	1,020	818	789
	資源残さ	223	234	221	213
		9,536	9,341	9,139	8,814
焼却残さ（焼却灰＋固化ダスト）		1,285	1,276	1,188	1,146

４　最終処分量の推計

焼却残さと破砕選別後の不燃物を処理対象とし、以下の方法で算定します。

最終処分量＝焼却残さ＋不燃物（破砕選別後）

表6-4-4　最終処分量の推計

（単位：t/年）

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
最終処分量	焼却残さ	1,285	1,276	1,188	1,146
	不燃物	475	479	338	326
		1,760	1,755	1,526	1,472

５　ごみ処理システム評価

ごみ総排出量原単位、リサイクル率、最終処分率、最終処分量原単位について令和元年度と目標年次の比較をします。

ごみ減量に取組み、平成26年度に対して、目標年次においてごみ総排出量原単位を2.3%削減、最終処分率を1.7%低下、最終処分原単位を11.3%削減します。資源化をより一層推進し、さらなるリサイクル率の向上を目指します。

表6-4-5　ごみ処理システム評価における現在との比較

区分	平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
ごみ総排出量原単位(g/人・日)	811	802	797	792
リサイクル率	27.4%	25.1%	25.6%	26.3%
最終処分率	12.1%	12.8%	12.0%	11.9%
最終処分原単位(g/人・日)	106	102	95	94

※リサイクル率＝（処理による資源化量＋集団回収量等）÷（ごみ排出量＋集団回収量等）
※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

第7章　ごみ処理基本計画

基本方針及び数値目標を達成するための具体的な計画を定めます。

7-1　ごみの排出抑制・減量化計画

１　住民・事業者・本町における役割

循環型社会形成において、ごみの発生抑制・減量化は最も優先的に行うべき行動であり、住民、事業者及び本町がそれぞれの立場で取組むことが重要です。

住民の役割

①ごみの減量・リサイクルに適した商品の購入、使い捨て商品の購入自粛
（容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品の選択）
②買い物袋持参によるごみの排出抑制
③容器包装ごみの店頭回収や、集団資源回収の活用
④商品購入後は修理を敢行し、できる限り大切に長く使用
⑤家庭での生ごみの減量（食品ロスの削減）

事業者の役割

①流通、販売段階での過剰包装の自粛
②詰め替え製品の販売促進
③容器包装ごみの店頭回収の実施
④リサイクル型商品の開発や再生品利用の推進
⑤事業活動に伴うごみの減量化、再資源化の促進
⑥食品ロス削減の推進

行政の役割

①住民、事業者に対するごみの減量化・分別排出の徹底の啓発、指導
②処理施設の見学や説明会等での啓発活動の推進
③地域の環境美化運動への積極的取組
④住民や事業者による自主的な活動の支援
⑤率先したごみの排出抑制・減量化への取組

２　ごみの排出目標

目標年次（令和10年度）におけるごみ総排出量は、以下のとおりです。

表7-1-1　ごみ排出目標

区分	単位	平成26年度 （実績）	令和元年度 （現状）	令和5年度 （中間年次）	令和10年度 （目標年次）
人口	人	45,378	44,136	43,744 平成26年度比 -3.6%	42,926 平成26年度比 -2.7%
ごみ総排出量	t/年	13,472	12,948	12,760 平成26年度比 -5.3%	12,413 平成26年度比 -7.9%
ごみ総排出原単位	g/人・日	811	802	797 平成26年度比 -1.7%	792 平成26年度比 -2.3%

※ごみ総排出量＝ごみ排出量＋集団回収量等

３　住民・事業者によるごみ減量化の推進

ごみ減量化の推進について、住民や事業者が自主的に取組むように、以下の施策を推進します。

（１）広報紙・ホームページ・ごみ分別アプリケーション等による普及啓発

定期的に刊行する広報紙の利点を活かし、ごみ減量に関する情報提供を行います。本町のホームページでは、ごみの出し方等を公開していますが、今後、月ごとのごみ排出量や、家庭・事業所内での再使用方法の紹介、集団回収活動、不用品交換、ごみ減量に取組む店舗等に関する情報等の提供について検討します。また、令和2年度に導入したスマートフォン等による「ごみ分別アプリケーション」を幅広く周知し、利用促進を図りより一層の適正な分別を行ってもらい、ごみの資源化・減量化を推進します。

（２）生ごみ減量化の推進

生ごみ減量化はごみの減量に非常に有効です。このため、日常生活又は事業活動を見直すことにより発生自体を減らすほか、排出時の水切りや、ディスポーザ（公共下水道利用者限定）の利用によるごみ減量について、ホームページ等で周知します。

（３）食品ロス削減の推進

家庭から排出される生ごみには、食べ残しや手つかずの食品といった食品ロスが多く含まれています。食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないということだけでなく、ごみの削減にもつながります。食品ロス削減に向けて、住民や事業者への周知や普及啓発、事業者との連携等について検討します。また、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく国の基本方針を踏まえ、北海道の計画に基づき、今後本町におきましても、食品ロス削減推進計画の策定を予定しております。

（４）マイバッグ運動の推進

令和2年7月からレジ袋有料化が開始されていますが、今後も住民に対して、買い物の際にマイバックやマイバスケットの持参を啓発し、レジ袋や包装紙等の削減に努めます。

（5）過剰包装自粛の啓発活動

小売業者に対して過剰包装の自粛をお願いすると同時に、簡易包装に対する理解が得られるように住民にアピールします。

繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品、廃棄する割合の少ない商品の製造、販売を啓発します。

また、生産・製造段階でごみの排出が可能な限り抑制されるように、材料や製造プロセスの見直しを啓発します。

（6）各種団体・学校への啓発活動

本町の職員が、町内会・自治会等の各種団体にごみ減量・再生利用等に関する勉強会や説明会を開催し、普及啓発を図ります。

また、環境教育の一環として小学校低学年から中学生を対象としたごみ学習会を行います。

（7）清掃活動の推進

町内会・自治会など地域との連携を図り、ポイ捨てなどの不法な排出の抑制に努め、一斉清掃などボランティア活動に今後も積極的に取組みます。

4　資源回収活動の推進

ごみの資源化・減量化を図るために、現在実施している集団回収活動や資源回収を今後も推進していきます。

集団回収、学校回収、布リサイクル、廃食油リサイクル、小型家電リサイクルについては当面、現行の制度及び回収方法を継続します。

なお、今後も回収推進を図るために、広報紙等による情報提供を行います。

表7-1-2　集団回収等の資源回収目標

（単位：t/年）

区分	実績 平成26年度	現状 令和元年度	中間年次 令和5年度	目標年次 令和10年度
町内会等による集団回収	1,480	963	1,089	1,159
学校による回収	8	6	6	7
布リサイクル	6	5	5	5
廃食油リサイクル	6	6	6	5
小型家電リサイクル	2	3	2	2
合計	1,501	983	1,108	1,178

7-2　収集運搬計画

1　収集方法の基本事項

現在の収集体制を継続していきます。また、町民や事業者に分別排出及び不適正排出防止を引き続き徹底し、資源ごみ分別をさらに推進します。

今後、容器包装以外のプラスチック類の処理に関する国の方針等を踏まえ、必要に応じて分別方法や回収方法について検討します。

（1）収集区分と排出方法

分別収集品目及び排出方法は、現在の分別区分を引き続き継続します。

表7-2-1　計画期間における収集区分と排出方法

収集区分		排出方法
燃やすごみ		町の指定袋に入れて排出 ※ボランティア清掃ごみは透明・半透明の袋で排出
	おむつ類	汚物を取り除いてから透明・半透明袋に排出
燃やさないごみ		町の指定袋に入れて排出 ※ボランティア清掃ごみは透明・半透明の袋で排出
	有害ごみ	それぞれ別々に透明・半透明の袋に「有害ごみ」と表示して排出
	危険ごみ	紙などに包んでから、透明・半透明の袋に「危険ごみ」と表示して排出
資源ごみ	缶類	種類別に、透明・半透明の袋に入れて排出
	びん類	
	ペットボトル	
	紙製容器包装	
	プラスチック製容器包装	
	ダンボール	ひもで縛って排出
	新聞紙	
	雑誌・チラシ類	
	紙パック	
大型ごみ		・事前申し込みによる戸別収集 ・ごみ重量に応じたごみ処理券を購入して、大型ごみに貼り付けて排出
在宅医療ごみ		・注射針、資源ごみ以外を透明・半透明袋に「医」と表示して排出 ・注射針は、袋に入れる前に、ペットボトル等の貫通しない容器に入れておく

（２）収集運搬範囲

収集対象は本町の行政区域を対象とします。

（３）収集運搬方法

ステーション方式と戸別回収方式を併用します。収集体制は、直営(ごみサポート収集事業)及び委託（計画収集）とします。

分別品目拡大などを計画する際には適宜見直しを図ります。

（４）収集頻度と収集料金

収集頻度及び収集料金は以下のとおりとします。

表7-2-2　計画期間における収集頻度と収集料金

ごみ区分	収集頻度	料金
燃やすごみ	週2回	5ℓ×10枚　150円（税込）→3円/ℓ 10ℓ× 5枚　150円（税込）→3円/ℓ 15ℓ× 5枚　225円（税込）→3円/ℓ 30ℓ× 5枚　450円（税込）→3円/ℓ 45ℓ× 5枚　600円（税込）→約2.7円/ℓ ※ボランティア清掃ごみは無料
うち、紙・布オムツ	週2回 燃やすごみと同じ曜日に収集	無料
燃やさないごみ	隔週1回又は週1回	5ℓ×10枚　150円（税込）→3円/ℓ 15ℓ× 5枚　225円（税込）→3円/ℓ 30ℓ× 5枚　450円（税込）→3円/ℓ 45ℓ× 5枚　600円（税込）→約2.7円/ℓ ※ボランティア清掃ごみは無料
有害ごみ・危険ごみ	隔週1回又は週1回 燃やさないごみと同じ曜日に収集	無料
資源ごみ（プラ容器以外）	週1回	無料
プラ容器包装	週1回	無料
大型ごみ（事前申し込み）	町が収集日を指定	ごみ処理券（1枚100円） 10kg未満　100円（税込） 10kg以上30kg未満　200円（税込） 30kg以上50kg未満　400円（税込） 50kg以上100kg以下　600円（税込）
在宅医療ごみ	週2回 燃やすごみと同じ曜日に収集	無料

２　ごみの自己搬入

家庭又は事業所が自ら処理施設に持ち込む場合、搬入量に見合った処理手数料を支払って排出します。現在の処理手数料10kg当たり170円となっております。

7-3　中間処理・最終処分計画

1　ごみ処理体制

排出されたごみの中間処理・最終処分は、十勝圏複合事務組合による広域処理を継続します。

現在、十勝圏複合事務組合では、くりりんセンターの老朽化を考慮して、新たな中間処理施設の整備を進めています。新たな施設稼働後は、新施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ等の焼却処理・破砕処理を行います。

表7-3-1　ごみの処理体系

ごみ区分	処理主体	処理施設
燃やすごみ	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター（焼却施設） 新中間処理施設（稼働後）
燃やさないごみ、大型ごみ	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター（破砕選別施設） 新中間処理施設（稼働後）
資源ごみ	十勝圏複合事務組合 （委託：㈱ウィンクリン）	十勝リサイクルプラザ
処理後の焼却残さ・不燃物	十勝圏複合事務組合	うめ～るセンター美加登 （最終処分場）

表7-3-2　計画期間におけるごみ排出量

（単位：t/年）

区分			平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
ごみ排出量	家庭系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,273	5,214	5,017
		燃やさないごみ	1,223	1,360	1,219	1,173
		資源ごみ	2,202	2,282	2,213	2,130
			8,933	8,915	8,646	8,320
	事業系ごみ	燃やすごみ	2,850	2,888	2,886	2,795
		燃やさないごみ	188	162	123	120
			3,038	3,050	3,009	2,915
		燃やすごみ	8,358	8,161	8,100	7,812
		燃やさないごみ	1,411	1,522	1,342	1,293
		資源ごみ	2,202	2,282	2,213	2,130
			11,971	11,965	11,655	11,235
集団回収量等			1,501	983	1,108	1,178
ごみ総排出量			13,472	12,948	12,763	12,413

２　資源化計画

（１）大型ごみの一部再生利用

大型ごみのうち、鉄類等回収可能な製品は民間再生業者に引き渡します。

（２）資源ごみの資源化

資源ごみは十勝リサイクルプラザで資源化処理し、資源回収業者または公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡します。また、ペットボトルの一部は、フレーク化して再商品化します。

表7-3-３　資源ごみの資源化計画

（単位：t/年）

区分	資源化処理後の再生利用ルート	平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
びん類	容リ協会へ引き渡し	299	291	279	268
缶類	資源回収業者へ売却	69	79	80	77
ペットボトル	一部、容リ協会へ引き渡し、残りは独自ルートで再商品化	145	168	159	153
プラスチック容器包装	容リ協会へ引き渡し	600	570	578	556
紙製容器包装・紙パック	紙製容器包装は容リ協会へ引き渡し、紙パックは資源回収業者へ売却	246	228	239	230
ダンボール	資源回収業者へ売却	165	195	179	173
新聞・雑誌	資源回収業者へ売却	350	412	378	364
その他	資源回収業者へ売却	106	105	100	96
資源化合計		1,980	2,048	1,992	1,917

※容リ協会：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の略

（３）破砕選別処理

現行どおり、燃やさないごみ（大型ごみを含む）は、十勝圏複合事務組合の施設で破砕選別処理し、有価物の回収、ごみの減容化を図ります。

表7-3-４　破砕選別処理計画

（単位：t/年）

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
選別前	大型ごみ一部再生利用	47	53	43	41
	破砕選別処理量	1,611	1,568	1,299	1,252
選別後	破砕可燃物	955	1,020	818	789
	不燃物	475	371	338	326
	有価物	163	165	130	125
	外部委託処理	18	12	13	12

３　焼却処理計画

燃やすごみと破砕選別後の破砕可燃物は、十勝圏複合事務組合の施設で焼却処理します。

表7-3-5　焼却処理計画

（単位：t/年）

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
処理量	燃やすごみ	8,358	8,161	8,100	7,812
	破砕可燃物	955	1,020	818	789
	資源残さ	223	234	221	213
		9,536	9,341	9,139	8,814
焼却残さ（焼却灰＋固化ダスト）		1,285	1,285	1,188	1,146

４　最終処分計画

焼却残さと破砕選別後の不燃物（破砕不燃物、破砕不適物、圧縮物等）は、十勝圏複合事務組合の最終処分場で埋立処分します。

表7-3-6　最終処分量の推計

（単位：t/年）

区分		平成26年度（実績）	令和元年度（現状）	令和5年度（中間年次）	令和10年度（目標年次）
最終処分量	焼却残さ	1,285	1,276	1,188	1,146
	不燃物	475	479	338	326
		1,760	1,755	1,526	1,472

7-4　その他の計画

１　適正処理困難物への対応

本町で収集・処理できないごみは、現在と同じ品目とし、販売店や処理業者へ処理を依頼するか排出者自らの責任で適正処理するように指導していきます。

２　不法投棄への対応

山林や公道等への不法投棄を防止するため、町民、事業者、団体、町内会と連携し不法投棄対策を実施します。不法投棄防止パトロールの実施、地域・企業の清掃ボランティア活動への取組を今後も継続するほか、監視体制の充実を図ります。

３　災害廃棄物処理計画の策定

地震等の災害時に発生する廃棄物の処理については、「災害廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」に定める基本的事項のほか、「音更町地域防災計画」、令和2年度に策定する「音更町災害廃棄物処理計画」に基づき対応します。

４　3R推進に向けた取組みの拡充

国や北海道の方針や目標値を踏まえ、より一層リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、適正処理の推進に取組みます。食品ロスの削減や資源物の分別徹底等の３Rの具体的な取組みについてわかりやすい情報提供を行います。また、不法投棄や持ち去り対策の推進や適正排出の指導等に取組み、適正かつ持続可能な廃棄物処理を推進します。

５　海洋プラスチックへの対策

国は令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、海洋プラスチック対策を重点戦略として掲げました。陸上で発生したごみが河川等を経由して海域に流出することで海洋汚染が引き起こされることから、ポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた取組を強化するとともに、町内会や自治会など地域との連携を図り清掃活動を推進し、ごみの海域への流出抑制に取組みます。

音 更 町 ご み 処 理 基 本 計 画

（平成26年度～令和10年度）

中間見直し

資料編

ごみ排出量・処理量の推計データ

令和３年３月

音　更　町

第1章　ごみ排出量の推計

1-1　人口の推計

本町の過去の人口推移より、将来人口を以下のように推計しました。

表1-1-1　人口の設定

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人口（人）	44,138	44,007	43,876	43,744	
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口（人）	43,613	43,482	43,297	43,111	42,926

1-2　ごみ排出量の現状推計

１.家庭系ごみの現状推計

家庭系ごみ現状推計＝家庭系原単位（現状推計）×人口×年日数÷10^6

家庭系原単位：551g/人・日（平成30年度から令和元年度の家庭系原単位の平均値）

ごみ排出区分の割合は、過去6年間の推移を勘案し、燃やすごみ60.3%、燃やさないごみ14.1%、資源ごみ25.6%と設定します。

表1-2-1　家庭系ごみの現状推計

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
家庭系ごみ原単位(g/人・日)	燃やすごみ	332	332	332	332	
	燃やさないごみ	78	78	78	78	
	資源ごみ	141	141	141	141	
		551	551	551	551	
家庭系ごみ現状推計(t/年)	燃やすごみ	5,353	5,337	5,321	5,320	
	燃やさないごみ	1,252	1,248	1,244	1,244	
	資源ごみ	2,273	2,266	2,259	2,258	
		8,878	8,851	8,824	8,822	
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
家庭系ごみ原単位(g/人・日)	燃やすごみ	332	332	332	332	332
	燃やさないごみ	78	78	78	78	78
	資源ごみ	141	141	141	141	141
		551	551	551	551	551
家庭系ごみ現状推計(t/年)	燃やすごみ	5,289	5,273	5,251	5,242	5,206
	燃やさないごみ	1,237	1,233	1,228	1,226	1,217
	資源ごみ	2,245	2,239	2,229	2,226	2,210
		8,771	8,745	8,708	8,694	8,633

２.事業系ごみの現状推計

平成26年度から令和元年度までの年間排出量の平均値とし、3,066t/年とします。

ごみ排出区分は、燃やすごみ95.9%、燃やさないごみ4.1%とします。

表1-2-2　事業系ごみの現状推計

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業系ごみ	燃やすごみ	182	183	184	184	
原単位	燃やさないごみ	8	8	8	8	
(g/人･日)		190	191	192	192	
事業系ごみ	燃やすごみ	2,940	2,940	2,940	2,940	
現状推計	燃やさないごみ	126	126	126	126	
(t/年)		3,066	3,066	3,066	3,066	
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業系ごみ	燃やすごみ	185	185	186	186	188
原単位	燃やさないごみ	8	8	8	8	8
(g/人･日)		193	193	194	194	196
事業系ごみ	燃やすごみ	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
現状推計	燃やさないごみ	126	126	126	126	126
(t/年)		3,066	3,066	3,066	3,066	3,066

３.集団回収量の現状推計

推計方法を以下に示します。

集団回収量等
＝町内会等の集団回収＋学校回収＋布リサイクル＋廃食油リサイクル＋小型家電リサイクル

現状推計値
＝各資源回収の回収原単位（g/人・日）×人口(人)×(365日又は366日)÷10^6

回収原単位の設定
・町内会等の集団回収　令和元年度実績より、60 g/人・日で一定推移
・学校回収　令和元年度実績より、0.35 g/人･日で一定推移
・布リサイクル　　令和元年度実績より、0.29 g/人･日で一定推移
・廃食油リサイクル　令和元年度実績より、0.37 g/人・日で一定推移
・小型家電リサイクル　令和元年度実績より、0.16 g/人・日で一定推移

各資源回収の回収原単位は、過去6年間減少傾向が続いていることから、令和元年度の回収原単位実績としました。

表1-2-3　回収原単位実績

（単位：g/人･日）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町内会等による集団回収	89	84	75	70	64	60
学校による回収	0.49	0.48	0.48	0.41	0.39	0.35
布リサイクル	0.35	0.35	0.37	0.37	0.33	0.29
廃食油リサイクル	0.36	0.33	0.28	0.29	0.33	0.37
小型家電リサイクル	0.10	0.07	0.08	0.11	0.13	0.16

※廃食油は、比重0.9と想定し、kℓをt重量に換算した数値から原単位を算出しました。

表1-2-4　集団回収量の現状推計

（単位：t/年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内会等による集団回収	967	964	961	961
学校による回収	6	6	6	6
布リサイクル	5	5	5	5
廃食油リサイクル	6	6	6	6
小型家電リサイクル	3	3	3	3
合計	987	984	981	981

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
町内会等による集団回収	955	952	948	947	940
学校による回収	6	6	6	6	5
布リサイクル	5	5	5	5	5
廃食油リサイクル	6	6	6	6	6
小型家電リサイクル	3	3	3	3	3
合計	975	972	968	967	959

1-3　ごみ総排出量の現状推移

以上の計算から、ごみ排出量（家庭系＋事業系）、集団回収量等、ごみ総排出量の現状推移結果について、排出量と排出原単位を表に示します。

表1-3-1　ごみ排出量の現状推計結果

（単位：t/年）

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	5,353	5,337	5,321	5,320
		燃やさないごみ	1,252	1,248	1,244	1,244
		資源ごみ	2,273	2,266	2,259	2,258
			8,878	8,851	8,824	8,822
	事業系	燃やすごみ	2,940	2,940	2,940	2,940
		燃やさないごみ	126	126	126	126
			3,066	3,066	3,066	3,066
		燃やすごみ	8,293	8,277	8,261	8,260
		燃やさないごみ	1,378	1,374	1,370	1,370
		資源ごみ	2,273	2,266	2,259	2,258
			11,944	11,917	11,890	11,888
集団回収量等			987	984	981	981
ごみ総排出量			12,931	12,901	12,871	12,869

区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	5,289	5,273	5,251	5,242	5,206
		燃やさないごみ	1,237	1,233	1,228	1,226	1,217
		資源ごみ	2,245	2,239	2,229	2,226	2,210
			8,771	8,745	8,708	8,694	8,633
	事業系	燃やすごみ	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
		燃やさないごみ	126	126	126	126	126
			3,066	3,066	3,066	3,066	3,066
		燃やすごみ	8,229	8,213	8,191	8,182	8,146
		燃やさないごみ	1,363	1,359	1,354	1,352	1,343
		資源ごみ	2,245	2,239	2,229	2,226	2,210
			11,837	11,811	11,774	11,760	11,699
集団回収量等			975	972	968	967	959
ごみ総排出量			12,812	12,783	12,742	12,727	12,658

表1-3-2　ごみ排出量原単位の現状推計結果

（単位：g/人・日）

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	332	332	332	332
		燃やさないごみ	78	78	78	78
		資源ごみ	141	141	141	141
			551	551	551	551
	事業系	燃やすごみ	182	183	184	184
		燃やさないごみ	8	8	8	8
			190	191	192	192
		燃やすごみ	514	515	516	516
		燃やさないごみ	86	86	86	86
		資源ごみ	141	141	141	141
			741	742	743	743
集団回収量等			61	61	61	61
ごみ総排出量			802	803	804	804

区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	332	332	332	332	332
		燃やさないごみ	78	78	78	78	78
		資源ごみ	141	141	141	141	141
			551	551	551	551	551
	事業系	燃やすごみ	185	185	186	186	188
		燃やさないごみ	8	8	8	8	8
			193	193	194	194	196
		燃やすごみ	517	517	518	518	520
		燃やさないごみ	86	86	86	86	86
		資源ごみ	141	141	141	141	141
			744	744	745	745	747
集団回収量等			61	61	61	61	61
ごみ総排出量			805	805	806	806	808

1-4　ごみ減量・資源化推進

１.ごみ減量推進の設定

ごみ減量に積極的に取組むことにより、目標年次（令和10年度）における家庭系原単位と事業系ごみ排出量を以下のように設定しました。この目標数値はくりりんセンターの計画との整合性を図ります。

■目標年次における家庭系原単位：531g/人・日
■目標年次における事業系ごみ排出量：2,915t/年

※令和3年度から徐々にごみ減量をしていきます。
※ごみの排出区分割合は、現状推計と同様の数値とします。

表1-4-1　減量・資源化推進後の家庭系ごみの排出量推計結果

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
家庭系ごみ原単位(g/人・日)	燃やすごみ	332	330	328	326	
	燃やさないごみ	78	77	77	76	
	資源ごみ	141	140	139	138	
		551	547	544	540	
家庭系ごみ排出量(t/年)	燃やすごみ	5,353	5,298	5,253	5,214	
	燃やさないごみ	1,252	1,239	1,228	1,219	
	資源ごみ	2,273	2,249	2,230	2,213	
		8,878	8,786	8,711	8,646	
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
家庭系ごみ原単位(g/人・日)	燃やすごみ	323	323	322	321	320
	燃やさないごみ	76	75	75	75	75
	資源ごみ	137	137	137	136	136
		536	535	534	532	531
家庭系ごみ排出量(t/年)	燃やすごみ	5,145	5,120	5,089	5,062	5,017
	燃やさないごみ	1,203	1,197	1,190	1,184	1,173
	資源ごみ	2,184	2,174	2,160	2,149	2,130
		8,532	8,491	8,439	8,395	8,320

表1-4-2　減量・資源化推進後の事業系ごみの排出量推計結果

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業系ごみ	燃やすごみ	182	182	181	180	
原単位	燃やさないごみ	8	8	8	8	
(g/人・日)		190	190	189	188	
事業系ごみ	燃やすごみ	2,940	2,922	2,904	2,886	
排出量	燃やさないごみ	126	125	124	123	
(t/年)		3,066	3,047	3,028	3,009	
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業系ごみ	燃やすごみ	180	179	179	178	178
原単位	燃やさないごみ	8	8	8	8	8
(g/人・日)		188	187	187	186	186
事業系ごみ	燃やすごみ	2,868	2,850	2,832	2,814	2,795
排出量	燃やさないごみ	123	122	121	120	120
(t/年)		2,991	2,972	2,953	2,934	2,915

２.資源化推進の設定

資源化推進の取組みにより、目標年次における回収原単位を以下のように設定しました。

資源化推進：資源回収推進による集団回収量増加

■目標年次における各回収原単位
・町内会等の集団回収　過去6年間の平均より、74 g/人・日
・学校回収　過去6年間の平均より、0.43 g/人･日
・布リサイクル　　過去6年間の平均より、0.34 g/人･日
・廃食油リサイクル　過去6年間の平均より、0.33 g/人・日
・小型家電リサイクル　過去6年間の平均より、0.11 g/人・日

※令和3年度から回収原単位を徐々に増加させていきます。

表1-4-3　資源化推進後の集団回収量の推計結果

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収原単位（g/人･日）	町内会等による集団回収	60	62	65	68
	学校による回収	0.35	0.36	0.37	0.38
	布リサイクル	0.29	0.30	0.30	0.31
	廃食油リサイクル	0.37	0.37	0.36	0.36
	小型家電リサイクル	0.16	0.15	0.15	0.14
回収量（t/年）	町内会等による集団回収	967	996	1,041	1,089
	学校による回収	6	6	6	6
	布リサイクル	5	5	5	5
	廃食油リサイクル	6	6	6	6
	小型家電リサイクル	3	2	2	2
		987	1,015	1,060	1,108

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
回収原単位（g/人･日）	町内会等による集団回収	69	70	72	73	74
	学校による回収	0.39	0.40	0.41	0.42	0.43
	布リサイクル	0.32	0.32	0.33	0.33	0.34
	廃食油リサイクル	0.35	0.35	0.34	0.34	0.33
	小型家電リサイクル	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11
回収量（t/年）	町内会等による集団回収	1,098	1,111	1,138	1,152	1,159
	学校による回収	6	6	6	7	7
	布リサイクル	5	5	5	5	5
	廃食油リサイクル	6	6	5	5	5
	小型家電リサイクル	2	2	2	2	2
		1,117	1,130	1,156	1,171	1,178

1-5　減量・資源化推進後のごみ排出量の推計

表1-5-1　減量・資源化推進後のごみ排出量の推計結果

（単位：t/年）

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	5,353	5,298	5,253	5,214
		燃やさないごみ	1,252	1,239	1,228	1,219
		資源ごみ	2,273	2,249	2,230	2,213
			8,878	8,786	8,711	8,646
	事業系	燃やすごみ	2,940	2,922	2,904	2,886
		燃やさないごみ	126	125	124	123
			3,066	3,047	3,028	3,009
		燃やすごみ	8,293	8,220	8,157	8,100
		燃やさないごみ	1,378	1,364	1,352	1,342
		資源ごみ	2,273	2,249	2,230	2,213
			11,944	11,833	11,739	11,655
集団回収量等			987	1,015	1,060	1,108
ごみ総排出量			12,931	12,848	12,799	12,763

区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	5,145	5,120	5,089	5,062	5,017
		燃やさないごみ	1,203	1,197	1,190	1,184	1,173
		資源ごみ	2,184	2,174	2,160	2,149	2,130
			8,532	8,491	8,439	8,395	8,320
	事業系	燃やすごみ	2,868	2,850	2,832	2,814	2,795
		燃やさないごみ	123	122	121	120	120
			2,991	2,972	2,953	2,934	2,915
		燃やすごみ	8,013	7,970	7,921	7,876	7,812
		燃やさないごみ	1,326	1,319	1,311	1,304	1,293
		資源ごみ	2,184	2,174	2,160	2,149	2,130
			11,523	11,463	11,392	11,329	11,235
集団回収量等			1,117	1,130	1,156	1,171	1,178
ごみ総排出量			12,640	12,593	12,548	12,500	12,413

表1-5-2　減量・資源化推進後のごみ排出量原単位の推計結果

（単位：g/人・日）

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	332	330	328	326
		燃やさないごみ	78	77	77	76
		資源ごみ	141	140	139	138
			551	547	544	540
	事業系	燃やすごみ	182	182	181	180
		燃やさないごみ	8	8	8	8
			190	190	189	188
		燃やすごみ	514	512	509	506
		燃やさないごみ	86	85	85	84
		資源ごみ	141	140	139	138
			741	737	733	728
集団回収量等			61	63	66	69
ごみ総排出量			802	800	799	797

区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ごみ排出量	家庭系	燃やすごみ	323	323	322	321	320
		燃やさないごみ	76	75	75	75	75
		資源ごみ	137	137	137	136	136
			536	535	534	532	531
	事業系	燃やすごみ	180	179	179	178	178
		燃やさないごみ	8	8	8	8	8
			188	187	187	186	186
		燃やすごみ	503	502	501	499	498
		燃やさないごみ	84	83	83	83	83
		資源ごみ	137	137	137	136	136
			724	722	721	718	717
集団回収量等			70	71	73	74	75
ごみ総排出量			794	793	794	792	792

第2章　ごみ処理量の推計

2-1　大型ごみの一部再生利用

大型ごみの一部再生利用量＝家庭系燃やさないごみ×燃やさないごみからの搬出率3.5%
※搬出率は過去6年間の実績をもとに設定

表2-1-1　大型ごみの一部再生利用の推計結果

（単位：t/年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
家庭系燃やさないごみ	1,252	1,239	1,228	1,219	
再生利用される大型ごみ	44	43	43	43	
区　分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
家庭系燃やさないごみ	1,203	1,197	1,190	1,184	1,173
再生利用される大型ごみ	42	42	42	41	41

2-2　リサイクルプラザでの資源化

リサイクルプラザ品目別資源化量＝（資源ごみ－資源化残さ）×品目別割合※1
資源化残さ＝資源ごみ量×残さ発生率※2
※1：品目別割合は、過去6年間の平均より、
びん類14%、缶類4%、ペットボトル8%、プラスチック29%、
紙製容器包装・紙パック12%、ダンボール9%、新聞・雑誌19%、その他5%
※2：過去6年間の平均より、残さ発生率10%

表2-2-1　リサイクルプラザでの資源化量の推計結果

（単位：t/年）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入量(資源ごみ)		2,273	2,249	2,230	2,213
資源化量	びん類	286	283	281	279
	缶類	82	81	80	80
	ペットボトル	164	162	161	159
	プラスチック	593	587	582	578
	紙製容器包装・紙パック	246	243	241	239
	ダンボール	184	182	181	179
	新聞・雑誌	389	385	381	378
	その他	102	101	100	100
		2,046	2,024	2,007	1,992
資源化残さ		227	225	223	221

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
搬入量(資源ごみ)		2,184	2,174	2,160	2,149	2,130
資源化量	びん類	275	274	272	271	268
	缶類	79	78	78	77	77
	ペットボトル	157	157	156	155	153
	プラスチック	570	567	564	561	556
	紙製容器包装・紙パック	236	235	233	232	230
	ダンボール	177	176	175	174	173
	新聞・雑誌	374	372	369	367	364
	その他	98	98	97	97	96
		1,966	1,957	1,944	1,934	1,917
資源化残さ		218	217	216	215	213

2-3　破砕選別処理量の推計

破砕選別処理量＝燃やさないごみ－大型ごみ一部再生利用

破砕可燃物＝破砕選別処理量×63%
不燃物＝破砕選別処理量×26%
有価物＝破砕選別処理量×10%
※各比率は過去6年間の実績をもとに設定しました。

表2-3-1　破砕選別処理量の推計結果

（単位：t/年）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
選別前	燃やさないごみ	1,378	1,364	1,352	1,342
	大型ごみ一部再生利用	44	43	43	43
		1,334	1,321	1,309	1,299
選別後	破砕可燃物	840	832	825	818
	不燃物	347	343	340	338
	有価物	133	132	131	130
	適正処理	14	14	13	13

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
選別前	燃やさないごみ	1,326	1,319	1,311	1,304	1,293
	大型ごみ一部再生利用	42	42	42	41	41
		1,284	1,277	1,269	1,263	1,252
選別後	破砕可燃物	809	805	799	796	789
	不燃物	334	332	330	328	326
	有価物	128	128	127	126	125
	適正処理	13	12	13	13	12

2-4　焼却処理量の推計

焼却処理量＝燃やすごみ＋破砕可燃物＋資源残さ
焼却残さ＝焼却処理量×焼却残さ発生率13%

※発生率は過去6年間の実績をもとに設定しました。

表2-4-1　焼却処理量の推計結果

（単位：t/年）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
焼却量	燃やすごみ	8,293	8,220	8,157	8,100	
	破砕可燃物	840	832	825	818	
	資源残さ	227	225	223	221	
		9,360	9,277	9,205	9,139	
焼却残さ		1,217	1,206	1,197	1,188	
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
焼却量	燃やすごみ	8,013	7,970	7,921	7,876	7,812
	破砕可燃物	809	805	799	796	789
	資源残さ	218	217	216	215	213
		9,040	8,992	8,936	8,887	8,814
焼却残さ		1,175	1,169	1,162	1,155	1,146

2-5　最終処分量の推計

最終処分量＝焼却残さ＋不燃物（破砕選別後）

表2-5-1　最終処分量の推計

（単位：t/年）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
最終処分量	焼却残さ	1,217	1,206	1,197	1,188	
	不燃物	347	343	340	338	
		1,564	1,549	1,537	1,526	
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
最終処分量	焼却残さ	1,175	1,169	1,162	1,155	1,146
	不燃物	334	332	330	328	326
		1,509	1,501	1,492	1,483	1,472

第3章　処理システムの評価

3-1　リサイクル率の推計

リサイクル率＝（処理による資源化量＋集団回収量等）÷（ごみ排出量＋集団回収量等）

表3-1-1　リサイクル率の推計結果

（単位：t/年）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理による資源化量	リサイクルプラザ	2,046	2,024	2,007	1,992
	大型ごみ一部再利用	44	43	43	43
	くりりんセンター有価物	133	132	131	130
		2,223	2,199	2,181	2,165
ごみ排出量		11,944	11,833	11,739	11,655
集団回収量等		987	1,015	1,060	1,108
リサイクル率		24.8%	25.0%	25.3%	25.6%

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
処理による資源化量	リサイクルプラザ	1,966	1,957	1,944	1,934	1,917
	大型ごみ一部再利用	42	42	42	41	41
	くりりんセンター有価物	128	128	127	126	125
		2,136	2,127	2,113	2,101	2,083
ごみ排出量		11,523	11,463	11,392	11,329	11,235
集団回収量等		1,117	1,130	1,156	1,171	1,178
リサイクル率		25.7%	25.9%	26.1%	26.2%	26.3%

3-2　最終処分率・最終処分原単位の推計

最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量
最終処分原単位＝最終処分量÷人口÷年日数×10^6

表3-2-1　最終処分率・最終処分原単位の推計結果

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
最終処分量	t/年	1,564	1,549	1,537	1,526	
ごみ総排出量	t/年	12,931	12,848	12,799	12,763	
最終処分率	%	12.1%	12.1%	12.0%	12.0%	
最終処分原単位	g/人・日	97	96	96	95	
区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
最終処分量	t/年	1,509	1,501	1,492	1,483	1,472
ごみ総排出量	t/年	12,640	12,593	12,548	12,500	12,413
最終処分率	%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%
最終処分原単位	g/人・日	95	95	94	94	94

第4章　ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

4-1　温室効果ガス排出の算定方法

温室効果ガス排出量は、下表に示す項目について算定します。算定する年度は、直近の平成30年度とします。

表4-1-1　温室効果ガス排出の算定方法

区分		内容	算定方法
収集過程における温室効果ガスの排出量	①収集車両の燃料消費に伴う温室効果ガス（CO_2）	収集車両の使用燃料量に基づく温室効果ガス排出	使用燃料量×発熱量×排出係数×44/12
	②自動車の走行に伴う温室効果ガス（CH_4、N_2O）	燃料の種類及び車両の大きさごと※1に収集車両を区分し、それぞれの年間走行距離に基づく温室効果ガス排出	年間走行距離×排出係数
	③HFC封入カーエアコンの使用に伴う温室効果ガス（HFC）	HFCが封入されている収集車の使用台数に基づく温室効果ガス排出	使用台数×排出係数
中間処理過程における温室効果ガスの排出量	④廃プラスチックの焼却に伴う温室効果ガス（CO_2）	廃プラスチック類の焼却量に基づく温室効果ガス排出	廃プラスチック類の焼却量×排出係数
	⑤ごみの焼却に伴う温室効果ガス（CH_4、N_2O）	焼却処理量に基づく温室効果ガス排出	焼却処理量×排出係数
	⑥中間処理における燃料消費に伴う温室効果ガス（CO_2）	中間処理施設における使用燃料量に基づく温室効果ガス排出	使用燃料量×発熱量×排出係数×44/12
	⑦中間処理における電気使用に伴う温室効果ガス（CO_2）	中間処理施設における電力会社からの購入電力量に基づく温室効果ガス排出	使用電力量×排出係数
最終処分過程における温室効果ガスの排出量	⑧最終処分における燃料消費に伴う温室効果ガス（CO_2）	最終処分場における使用燃料量に基づく温室効果ガス排出	使用燃料量×発熱量×排出係数×44/12
	⑨最終処分における電気使用に伴う温室効果ガス（CO_2）	最終処分場における電力会社からの購入電力量に基づく温室効果ガス排出	購入電力量×排出係数

※「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインVer.1.0」（平成29年3月、環境省総合環境政策局環境計画課）より

4-2　温室効果ガス排出の算定

（１）　収集車両の燃料消費に伴う温室効果ガス（CO_2）

・燃料の種類：軽油

・使用燃料量：68,181L/年 ‥①

・軽油の発熱量：37.7MJ/L ‥②

・排出係数：0.0187kg-C/MJ ‥③

⇒　CO_2排出量 ＝ ①×②×③×44/12 ＝ 176,245.4kg- CO_2/年

（２）　自動車の走行に伴う温室効果ガス（CH_4、N_2O）

・車両の種類：普通貨物車

・年間走行距離：65,870km/年 ‥④

・排出係数：〔CH_4〕0.000015kg-CH_4/km ‥⑤

〔N_2O〕0.000014kg-N_2O/km ‥⑥

⇒　CH_4排出量 ＝ ④×⑤ ＝ 0.99kg-CH_4/年

N_2O排出量 ＝ ④×⑥ ＝ 0.92kg-N_2O/年

・車両の種類：特殊用途車

・年間走行距離：178,150km/年 ‥⑦

・排出係数：〔CH_4〕0.000013kg-CH_4/km ‥⑧

〔N_2O〕0.000025kg-N_2O/km ‥⑨

⇒　CH_4排出量 ＝ ⑦×⑧ ＝ 2.3kg-CH_4/年

N_2O排出量 ＝ ⑦×⑨ ＝ 4.5kg-N_2O/年

（３）　HFC封入カーエアコンの使用に伴う温室効果ガス（HFC）

・使用台数：0台 ‥⑩

・排出係数：0.015kg-HFC/台･年 ‥⑪

⇒　HFC排出量 ＝ ⑩×⑪ ＝ 0kg-HFC/年

（４）　廃プラスチックの焼却に伴う温室効果ガス（CO2）

・焼却処理量（音更町相当分）：9,341t/年‥⑫

・くりりんセンター　令和2年度ごみ質分析結果より、　水分 43.7%‥⑬

プラスチック 16.5%‥⑭

⇒廃プラスチック焼却量（乾燥）＝⑫×(1-⑬)×⑭＝867.7t/年‥⑮

・排出係数：2.77t-CO_2/t ‥⑯

⇒　CO_2排出量 ＝ ⑮×⑯×1000＝2,403,529kg-CO_2/年

（５）　ごみの焼却に伴う温室効果ガス（CH_4、N_2O）

・ごみ焼却量：9,341t/年 ‥⑰

・排出係数：〔CH_4〕0.00095kg-CH_4/t ‥⑱

〔N_2O〕0.0567kg-N_2O/t ‥⑲

⇒　CH_4排出量 ＝ ⑰×⑱ ＝ 8.9kg-CH_4/年

N_2O排出量 ＝ ⑰×⑲＝ 529.6kg-N_2O/年

（６）　中間処理における燃料消費に伴う温室効果ガス（CO_2）

・燃料の種類：灯油、軽油

・使用燃料量：〔灯油〕9,903L/年 ‥⑳

〔軽油〕7,112L/年‥㉑

・発熱量：〔灯油〕36.7MJ/L ‥㉒

〔軽油〕37.7MJ/L ‥㉓

・排出係数：〔灯油〕0.0185kg-C/MJ ‥㉔

〔軽油〕0.0187kg-C/MJ ‥㉕

⇒　CO_2排出量 ＝ ⑳×㉒×㉔×44/12＝ 24,653.4kg-CO_2/年(燃料使用)

⇒　CO_2排出量 ＝ ㉑×㉓×㉕×44/12 ＝ 18,384.3 kg-CO_2/年（作業車両燃料使用）

（７）　中間処理における電気使用に伴う温室効果ガス（CO_2）

・使用電力量：141,031kWh/年 ‥㉖

・排出係数：0.601 kg-CO_2/kWh ‥㉗

⇒　CO_2排出量 ＝ ㉖×㉗＝ 84,759.6kg-CO_2/年

（８）　最終処分における燃料消費に伴う温室効果ガス（CO_2）

・燃料の種類：灯油、軽油

・使用燃料量：〔灯油〕18,175L/年 ‥㉘

〔軽油〕503L/年 ‥㉙

・発熱量：〔灯油〕36.7MJ/L ‥㉚

〔軽油〕37.7MJ/L ‥㉛

・排出係数：〔灯油〕0.0185kg-C/MJ ‥㉜

〔軽油〕0.0187kg-C/MJ ‥㉝

⇒　CO2排出量 ＝ ㉘×㉚×㉜×44/12 ＝45,246.4kg-CO_2/年（燃料使用）

＝ ㉙×㉛×㉝×44/12 ＝ 1,300.2kg-CO_2/年（作業重機燃料使用）

（９）　最終処分における電気使用に伴う温室効果ガス（CO_2）

・使用電力量：44,921kWh/年 ‥㉞

・排出係数：0.601 kg-CO_2/kWh ‥㉟

⇒　CO_2排出量 ＝ ㉞×㉟ ＝ 26,998kg-CO_2/年